

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>総務常任委員会会議録</b>			
日 時	平成 21 年 12 月 15 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 44 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、斉藤（陽）副委員長、菊地・山田・佐々木・ 横田・久末 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、会計管理者、消防長、 監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者 (総務部参事欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、山田委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

(陳情趣旨説明)

再開 午後 1 時 10 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「石狩湾新港管理組合の協議案件等について」

○(総務) 企画政策室林主幹

まず、石狩湾新港管理組合職員一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、平成 21 年 11 月 25 日付け管理組合から本市に協議がありました。これは北海道の条例改正にかんがみ、職員の給与月額、期末手当及び勤勉手当の減額などについて改正を行ったものです。施行日は平成 21 年 12 月 1 日とするものであります。

なお、本件につきましては 11 月 26 日付けで同意回答をし、管理組合では 11 月 30 日に専決処分しております。

次に、平成 21 年第 3 回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る 11 月 11 日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案はなく、平成 20 年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算について 1 件報告があり、認定されております。

○委員長

「第 6 次小樽市総合計画前期実施計画の策定について」

○(総務) 企画政策室笠原主幹

第 6 次小樽市総合計画前期実施計画の策定について、報告いたします。

本年 2 月の基本計画策定以後、作業を進めてきておりました第 6 次小樽市総合計画前期実施計画を策定いたしましたので、報告させていただきます。

本計画の計画期間、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 か年の計画としてまとめたものでございます。

対象とした事業は、基本計画を達成するために必要な市が実施主体の事業等のほか、市が財政上関与している国、北海道、民間等が主体の事業、さらには総合計画の推進上必要な事業、これらをまとめたものでございます。

実施計画の組立てといたしましては、「まちづくり五つのテーマ」で掲げたそれぞれの施策ごとに、具体の事業名、その事業の概要を簡単に記述し、実施年度についても可能な限りわかるように記載したものでございます。

なお、実施計画の事業費につきましては、前期 5 か年の合計額をそれぞれの事業ごとに記載させていただきました。

実施計画に掲げた事業のうち主な事業につきましては、2 ページのほうに記載のとおりになります。現時点では明確な方向性を示せない事業も盛り込んでおりますけれども、これらにつきましては、今後実施に向けた条件が整い次第推進していくこととしてございます。

また、今後新たに必要となる施策や事業が生じた場合には、その緊急性や事業効果などを勘案し、弾力的に対応

していくこととしてございます。

なお、実施計画の各事業内容等についての説明は省略させていただきたいと思ます。

**○委員長**

「平和市長会議への加盟について」

**○（総務）総務課長**

平和市長会議への加盟について報告いたします。

平和市長会議は世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと、昭和 57 年に広島市長の呼びかけにより設立された団体で、平成 2 年に国連において NGO として登録されております。平成 20 年度から国内の市町村につきましても加盟ができるようになり、このたびこの平和市長会議から加盟依頼があり、本年 10 月に加盟したものでありますので報告いたします。

なお、12 月 1 日現在の加盟状況につきましては、世界 134 か国地域の 3,396 都市が加盟しており、そのうち国内では 479 市町村、道内におきましては札幌市、旭川市、函館市、帯広市など 44 市町村が加盟しております。

**○委員長**

「定額給付金等の終了結果について」

**○定額給付金給付事業等実施本部長瀬副参事**

平成 20 年度の国の 2 次補正予算を受けて、小樽市において本年 4 月 16 日から開始いたしました定額給付金及び子育て応援特別手当の事業について、去る 10 月 16 日の最終受付日以後、11 月 16 日の給付をもって終了いたしましたので報告いたします。

資料をごらんいただきたいと思います。

定額給付金につきましては、対象世帯数が 6 万 8,337 世帯、申請件数 6 万 7,364 世帯、申請率 98.6 パーセント、支給額は 21 億 716 万 4,000 円となりました。

子育て応援特別手当につきましては、対象世帯数 1,285 世帯、申請件数 1,285 世帯であり、100 パーセントの申請となりました。支給額につきましては、4,870 万 8,000 円であります。

開始から半月の間に 8 割以上の申請が集中するという状況で多少の混乱もありましたが、各部職員の協力をいただき、無事に事業を終了することができました。

なお、補助金の精算後、今月 28 日をもちまして実施本部を解散いたします。

**○委員長**

「新地方公会計制度に基づく平成 20 年度小樽市の財務 4 表について」

**○（財政）財政課長**

このたび平成 20 年度決算に基づき、いわゆる財務 4 表を作成しましたので報告いたします。

それではまず、資料 1 の新地方公会計制度に基づく平成 20 年度小樽市の財務 4 表から説明いたします。

1 ページ目の「1 新地方公会計制度」の概要についてであります。平成 18 年 6 月に施行されたいわゆる「行政改革推進法」の中で、地方公共団体においても公会計の整備の推進に努めるよう規定され、これを受けて総務省は全国の地方公共団体に対し指針を通知し、民間企業の発生主義・複式簿記の考え方を取り入れた財務 4 表の整備を求めました。その目的は、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を進めるものです。

財務書類は、一般会計だけでなく特別会計や企業会計、一部事務組合、公社や第三セクターなどの関係団体を含めた連結ベースで作成することとされ、平成 21 年度中の作成と公表が要請されています。

今回、市では、総務省から出された報告書で示されている「総務省方式改訂モデル」を参考として、まず第一弾として普通会計と連結ベースの財務書類を作成したものです。

なお、具体的な会計の範囲につきましては、そのページの下段の表にも示したとおりであります。

また、今回お示しした範囲の分析にも相当の事務量を要しましたので、一部事務組合や第三セクターといったところまでは含めることができませんでしたが、まずは今年度中にお示しできる部分について先行して公表することとしたものであり、範囲の拡大につきましても今後検討してまいります。

この資料の 2 ページ、3 ページ目につきましては後ほど説明いたします。

次に、資料 2 をごらんください。A 3 判のものです。

左側に市全体の連結ベースの表、右側に普通会計の表をそれぞれ概略版として掲載しております。

また、それぞれの上段には「(1) 貸借対照表」を、下段には左側に「(2) 行政コスト計算書」、右側に「(3) 純資産変動計算書」と「(4) 資金収支計算書」を掲載しています。

以下の説明に当たりましては、左側の連結の表をごらんいただければと思います。

まず、「(1) の貸借対照表」は、平成 21 年 3 月 31 日現在において、これまで形成された建物や土地などの資産とその資産形成に係り、将来支払が必要な負債などを示したもので、資産、負債、純資産の三つの要素から構成されています。

左側の「資産の部」は市が保有している財産です。「1 公共資産」のうち土地、建物、道路、機械器具などの有形固定資産は、昭和 44 年度以降の建設事業費の累計値を取得原価として、施設の耐用年数に基づき減価償却を行って算出しています。

また、売却可能資産は、普通財産のうち売却可能なものについて、現在の財産内訳書の総体価格を基に試算したものです。

「2 投資等」には、三セクなどに対する出資金や長期延滞債権などを計上しております。

「3 流動資産」には、現金・預金のほか未収金、また港湾整備特別会計の売却目的の造成地を販売用不動産として計上しております。

「4 繰延勘定」には、企業会計における退職給与金を計上しています。

右側の「負債の部」は、将来の世代に負担してもらう債務を示しています。21 年度の地方債元金の償還予定額や退職手当の額などは、「2 流動負債」に計上し、流動負債以外の長期にわたるものは、「1 固定負債」に計上しております。蛍光灯

「1 固定負債」の中に退職手当引当金相当分とありますが、現在市においては引当金として積み立てているわけではなく、あくまでも 20 年度末に特別職を含む全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額を積み上げ、流動負債にある 21 年度支払予定の退職手当の額を除いた額を計上しています。

「純資産の部」は、資産と負債の差額で正味の資産を示しています。

下段左側の「(2) 行政コスト計算書」は、1 年間の市の経常的な行政活動のうち、資産形成に結びつかない行政サービスに係るコストとその対価として得られた使用料・手数料などの収入を示したもので、従来の官庁会計では捕そくできなかった減価償却費など非現金コストについても計上しています。

「経常費用」は、人件費などの「1 人にかかるコスト」、物件費や維持補修費、減価償却費など、「2 物にかかるコスト」、生活保護費などの扶助費や補助金などの「3 移転支出的なコスト」などに分類しています。

下段右側の「(3) 純資産変動計算書」は、貸借対照表にある純資産が 1 年間にどのように増減したかを示したものです。

「(2) 行政コスト計算書」の「純経常行政コスト」は純資産の減少要因となり、また期末純資産残高は貸借対照表の純資産と一致します。

「(4) 資金収支計算書」は、20 年度 1 年間の現金の収入と支出がどのような理由で増減しているかを性質別に区分して整理したものです。

資料 2 の説明は以上ですが、再度資料 1 に戻っていただき、2 ページをごらんください。

財務 4 表の概要として、そこから見えてくるものについて説明します。

まず、「(1) 貸借対照表」からは次のようなことがわかります。四角の括弧で表示しておりますが、一つ目は貸借対照表の「資産合計 (b)」に対する正味資産である「純資産合計 (d)」の割合で、ここでは純資産比率と表していますが、一般企業の自己資本比率に相当します。市全体では 50.8 パーセントとなっております。

二つ目は、「公共資産 (a)」に対する「純資産 (d)」の割合で、ここでは公共資産の世代間負担率と表していますが、この割合が高いほど将来世代への負担が少ないことを示しています。

三つ目は、市民 1 人当たりの額です。市全体で見ると市民 1 人当たり 203 万 9,000 円の資産を持ち、100 万 2,000 円の負債を抱えていることを示しています。

次に、「(2) 行政コスト計算書」から次のようなことがわかります。

一つ目は、「経常費用 (e)」に対する「経常収益 (f)」の割合で、ここでは受益者負担比率と表しています。市全体では 40.3 パーセントとなっております。市民 1 人当たりの額では、市全体では市民 1 人当たり 65 万 7,000 円のコストがかかる一方で、利用料金等の収益は 26 万 4,000 円となっております。

次に、3 ページの「(3) 純資産変動計算書」に関してですが、市全体では「(2) 行政コスト計算書」にもありましたように、531 億 6,000 万円の純経常行政コストがありましたが、334 億 8,000 万円の一般財源や 230 億 4,000 万円の国・道補助金等の受入れなどによりまして財源調達した結果、20 年度末では 1,404 億 4,000 万円の純資産残高となったということを示しております。

最後に、「(4) 資金収支計算書」についてですが、経常的収支は日常の経常的な行政活動における収支を、公共資産整備収支には普通建設事業など公共事業に伴う収支を、また投資・財務的収支には市債元金償還や貸付金などの支出と貸付金元金の返済などの収入を計上しています。

当期収支の状況をトータルで見ますと、市税、地方交付税などを主な収入とする経常的収支など浮いた部分は、市債元金償還などを主な支出とする投資・財務的収支の不足分へ充てられていっているというふうと考えられます。

以上、資料 1 及び資料 2 の説明を終わります。

資料 3 につきましては、総務省から示された共通様式に当てはめた細かな表でありますので、本日の説明は省略させていただきます。

以上のとおり、総務省からの要請などもありまして財務 4 表を作成いたしました。今後に向けていろいろ課題がございます。

一つ目は、とりあえず今回第一弾の財務書類を作成いたしました。その評価につきましては現時点で総務省からまだその手法などが示されておりませんので、まだ評価をしかねるということがございます。

二つ目は、そのことにも関連いたしますが、今年度初めて財務 4 表を作成したこともありまして、本市におけるいわゆる経年比較による分析がまだできないこと、また他都市で公表しているところがまだ少ないということから、類似団体との比較分析はできなかったということがございます。

このようなことを含め、今後とも充実したわかりやすい財務 4 表の作成と分析、公表などに努めたいというふうに考えております。

最後になりますが、本日説明した資料などは市のホームページに掲載するほか、広報にも掲載する方向で検討していきたいと考えております。

#### ○委員長

次に、本定例会に付託された案件について順次説明を願います。

「議案第 6 号及び第 22 号について」

○（総務）企画政策室上石主幹

議案第 6 号及び議案第 22 号について、説明させていただきます。

まず、議案第 6 号小樽市定住自立圏形成協定の議決に関する条例案について説明いたします。

この条例を提出いたしましたのは、都市機能を有する市と近接する周辺市町村とが相互に連携し役割を分担しながら、暮らしに必要な機能を確保していくための広域行政の取組である定住自立圏構想において、小樽市が中心市として中心的な役割を担う意思を有することを明らかにする中心市宣言をしたところでありますが、今後北後志 5 町村と定住自立圏を形成するに当たりまして、定住自立圏形成協定を 1 対 1 で締結することになりますが、定住自立圏構想の基本的な考えを取りまとめた定住自立圏構想推進要綱により、当該締結に際して地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求められていることから、定住自立圏形成協定の締結変更及び廃止を求める市の通告に関する事項について、議会の議決すべき事件として定めるものであります。

続きまして、議案第 22 号後志広域圏振興協議会に関する廃止について説明いたします。

後志広域圏振興協議会は昭和 47 年の設立以来、後志広域圏に係る総合的な計画の策定及びこれに基づく施策の促進並びに地域の振興整備に関する連絡調整を行ってまいりましたが、平成 20 年 12 月 26 日付け定住自立圏構想推進要綱及び同日付けの従来の広域行政圏に係る今後の取扱いの中で、広域行政圏計画策定要綱が平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止されることが示され、従来型の広域行政圏に係る枠組みを維持するか否かについては構成市町村の協議によることとなりました。これを受けまして後志広域圏振興協議会のあり方について検討を重ねてきた結果、国の要綱が既に廃止され、現行の広域行政圏は一定の役割を終えたものとして、同協議会は廃止することとしたものであります。

○委員長

「議案第 10 号について」

○（総務）職員課長

議案第 10 号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、平成 19 年 4 月 23 日に公布された雇用保険法等の一部を改正する法律に基づき、平成 19 年 9 月に公布した小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例のうち、失業者の退職手当に係る適用除外規定から船員保険法を除外する改正規定及びその経過措置の施行期日を平成 22 年 4 月 1 日としていましたが、平成 19 年 7 月 6 日に公布された日本年金機構法による雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正により、船員保険法の一部改正等の施行期日が平成 20 年 12 月 19 日公布の政令で平成 22 年 1 月 1 日に変更されたことから、当該改正規定及びその経過措置の施行期日をこれに合わせて変更するものであります。

○委員長

「議案第 11 号について」

○（総務）職員課長

議案第 11 号小樽市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、地方公務員災害補償法及び船員保険法の一部が改正され、船員である再任用短時間勤務職員については地方公務員災害補償法による補償を行い、その場合には船員保険法による保険給付を行うように制度が改正されたことに伴い、船員である非常勤職員についても同様に、船員保険法による保険給付ではなく条例による補償を行うこととするため、船員保険の被保険者をこの条例の対象から除外しないこととするとともに、これに伴う地方公務員災害補償法の引用条項を変更するものであります。

○委員長

「議案第 12 号について」

○（財政）契約管財課長

議案第 12 号小樽市財産条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

平成 21 年 6 月に総務省消防庁から防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備事業が示され、これにより、自力避難困難者が寝泊まりするなど火災の危険性が高い社会福祉施設、簡易宿泊所などで自動火災報知設備の設置が義務づけられていないすべての施設において、火災を早期に感知し、通報、初期消火、避難誘導などを適切に行うことができるよう、全額国費で住宅用火災警報器を各地方公共団体に配備し、これを地方公共団体が対象施設に譲与することになったところです。これに伴い現行の小樽市財産条例に、公益上必要がある場合において物品の譲与などを可能とする規定を設けるとともに所要の改正を行うものです。

なお、施行期日につきましては公布の日とするものであります。

○委員長

「議案第 16 号について」

○（消防本部）主幹

議案第 16 号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、その内容を説明申し上げます。

このたびの条例案は、消防法の一部を改正する法律が平成 21 年 5 月 1 日に公布され、同年 10 月 30 日に施行されたことに伴うものであり、消防法第 35 条の 7 第 1 項が第 35 条の 10 第 1 項に条項の変更をなされたところであり、したがって、改正前の消防法の条項を引用しております条例中についても同様に第 35 条の 10 第 1 項に改め、所要の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第 17 号について」

○（消防本部）予防課長

議案第 17 号小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例案は、平成 21 年 10 月 16 日公布、同年 11 月 1 日に施行された地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正に伴い、震災対策上、平成 22 年、平成 25 年及び平成 29 年の 12 月 31 日までに耐震の新基準に適合することが求められております市内の特定屋外タンク及び準特定屋外タンク貯蔵所について、需給調整等の理由により適合期限において危険物の貯蔵取扱いを休止し、屋外タンク貯蔵所が空の状態であるものについては、当該タンクの使用を再開する日の前日までに新基準に適合させることとして期限が延長されたため、当該延長についての表記を追加するとともに、その他所要の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第 23 号について」

○（財政）財政課長

議案第 23 号北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の減少について説明いたします。

北海道市町村備荒資金組合は、災害費用に当てるための資金の積立て及びその管理運用に関する事務を共同処理することを目的といたしまして、昭和 31 年に設立された一部事務組合で、現在全道の全市町村が加入しております。

こうした中で、今年 10 月 5 日に網走支庁管内の上湧別町と湧別町が合併しまして、その区域をもって新たに湧別町が設置されました。このことに伴いまして、当組合を組織する地方公共団体の数が 180 団体から 179 団体に減少することとなりました。地方自治法 286 条第 1 項では、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事等の許可を受けなければならないとされており、こ

のたび当組合から協議があったため、同法第 290 条により議会の議決を求めるものでございます。

○委員長

「議案第 26 号について」

○菊地委員

議案第 26 号小樽市非核港湾条例案について提案説明をいたします

核密約の存在が取りざたされて久しくなりますが、新政権の下でもなくその全容が明らかになるうとしています。一方、アメリカの元政府高官をはじめとして各国主要な政治家たちが核廃絶の主張を発表し、核廃絶の国際世論は 2010 年の N P T 再検討会議を前に大きな広がりを見せています。

先ほど報告がありました小樽市も加盟した平和市長会議は、第 7 回平和市長会議総会行動計画で、当面の重点事業として、2020 年までに核兵器廃絶を目指す「2020 ビジョン」キャンペーンを強力に推進していくとしています。その一員となった小樽市が港に核搭載可能艦船と知りつつ、繰り返し入港を認めていくことにはなりません。非核港湾条例の採択を改めて呼びかけ、提案説明といたします。

○委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

---

○菊地委員

それでは、報告について何点かお尋ねしていきたいと思います。

◎新地方公会計制度について

初めに、新地方公会計制度ですね。これですが、財務諸表の作成や公表というのは直接法令上の規定はないと認識しているのですが、それでよろしいでしょうか。

○（財政）財政課長

そのとおりでございます。

○菊地委員

そうすると、この財務表自体は、監査の対象にもならないのですか。それでも大変な苦勞をされて作成された財務書類だと思のですが、いわゆるこれまでの財産目録とは別に固定資産台帳など、そういうものも新たに整備することになると思うのですよね。資産の評価も含めて先ほど説明いただいた概略版ですね。そのもとになる基礎的な資料というのはほとんど全部でき上がっているのでしょうか。

○（財政）財政課長

今回の財務 4 表の作成に当たりまして、貸借対照表の資産の部の公共資産等を算出が非常に苦勞しました。先ほども説明を申し上げましたが、この資産の関係を一つ一つ台帳から評価をするという方法もあるのですが、今回はその方法をとらないで、総務省方式改訂モデルという方法なのですけれども、この方法が実は総務省がやっている決算統計という決算を報告する統計があります。それが電子データとして昭和 44 年以降のデータが残っているものですから、そのデータを総務省から全国の各市に持っていきまして、そこからその額で推計して積み上げ、その施設の耐用年数に応じまして減価償却をするという、算出方法をとっているものですから、台帳の資産を一つ一つ積み上げるというやり方ではなく、そういう推計に基づいてやったということでございます。

○菊地委員

地方自治体の財政指標として、これまでの会計処理方式からさらに踏み込んで明らかになった点については何かということと、このような指標を明らかにすることが、市民にとっては、どのような面でメリットがあるのかにつ

いてお尋ねしておきたいと思います。

○（財政）財政課長

先ほども説明しましたがけれども、例えば貸借対照表でしたら民間でいうところの企業の自己資本比率、これが明らかになったということで、正味資産として、いわゆる今まで蓄えてきた本当の資産はどれぐらいあるのか、資産の中で何パーセントぐらいあるのかということが明らかになったということと、あと市民 1 人当たり、例えば資産はどれぐらい持っているのか、それから負債はどれぐらい抱えているとか、そういうことについて一応明らかに推計ができたということがあります。

その数値の意味合いでございますけれども、これが市民 1 人当たり、例えば 203 万 9,000 円という資産を持っているわけですが、これが全国の市町村に比べてどれだけ多いのか少ないのか。例えば負債が 100 万円持っているということですから、この 100 万円という負債が本当のところ多いのか少ないのか、そういう評価は今のところはできていない状況でございます。といいますのは、先ほども言いましたけれども、他の地方公共団体と比較しようにも、まだ公表をしていない自治体が多いということが一つありますし、例えば 100 万円という額がどういう意味合いを持つものなのかということについては、まだ総務省など国からも示されておられませんので、評価をしかねるというような状況でございます。

○菊地委員

そういった財務 4 表が、いずれは類似の地方公共団体との比較ができるようになっていくのだろうと思うのですが、これにより財政健全化法に基づく健全化計画を立てなければいけないだとか、そういう指標にはならないのですよね。それとはまた別のものと考えていいのですよね。

○（財政）財政課長

いわゆる財政健全化法ができて、一つの指標として今までにない指標というのが出てきました。というのはフロー、それまで要するに単年度赤字とか、実質赤字という話があって、その後一つの目安として、今までも計算上はあったのですが、公債費比率というのがでてきました。それが次に何が出てきたかといったら、将来負担比率という、今後どれだけ借金を抱えていけるかというような比率が新たに財政健全化法で示されたというのが、一つの大きな特色であったわけです。今回、この財務 4 表につきましても基本的には同じような流れで、一つの普通会計の財政状況を見たときに、今までの官庁方式だけのものから違った側面で、要するに企業的な視線で見る必要があるということから、こういう財務 4 表が位置づけられたものと認識しております。

○菊地委員

どちらかという民間企業の財務・会計手法を取り入れたということで、民間企業だったら資産を運用して、どうこれからの会社運営をしていくかだとか、あるいはそこに働いている人たちの労働条件や賃金にどう反映させていくかというふうなことになると思いますけれども、地方公共団体としてはそうではないわけですよね。ただ、先ほど御説明された市民 1 人当たりの資産だとか、そういうものを運用するといっても、例えば道路敷地に資産価値があっても、それを売り払って、何か市民のためにやろうというようなことにはなりませんよね。その点から具体的に市民の生活には、この財務 4 表をつくったことによる直接的なメリットはないと思うのですがいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

この指標の活用についてということだと思っておりますけれども、例えば行政コスト計算書で純経常行政コストの比率が非常に低いとか、普通会計だったら当たり前のことですよね。民間では普通はあり得ないことだと思っておりますけれども、低いから例えば使用料の料金を上げるとか、そういったことには直接的にはつながっていかないと考えております。といいますのは、それに伴った使用料の改定という考え方もあるでしょうけれども、先ほど言いましたように、この指標それ自体が概数で推計としてとらえているものですから、この指標のみでそれを判断するのは

非常に危険だろうと考えておりますし、また何よりも総務省のほうから、一定の基準というのがまだ示されていないものですから、財務 4 表に示される指標自体が悪いとかいいとかという判断が、まだできないというような状況でございますので、直接的にこの指標をもとにしてどうこうするということにはつながっていかないというふうに考えております。

**○菊地委員**

**◎平和市長会議への参加について**

次に、平和市長会議への参加という御報告いただきました。それで一つお尋ねしたいのですけれども、平和市長会議へまず参加したことについては非常にいいことだと評価をするのですけれども、具体的な活動内容というものはあるのでしょうか。

**○（総務）総務課長**

具体的な活動内容ですけれども、まずこの平和市長会議は世界の都市が連帯して核兵器のない世の中を求めているということで、そこに加入したこと自体が世界のうねりをつくるためには大きな意義あることだと思います。それが一番の主目的で、2 次的には小樽市でも平和事業を展開しておりますので、それにパネルとか図書類とかの紹介もしていただけたらとか、それから平和関係の情報提供もいただけるということですので、今後の本市の平和事業への展開についても、そういう活用もできるのではないかなとは考えております。

**○菊地委員**

第 7 回の平和市長会議の総会行動計画というのがインターネット上に公開されているのですけれども、来年ニューヨークで開催が予定されている核不拡散条約（NPT）再検討会議への加盟市長の参加が呼びかけられているのですけれども、小樽市は参加する予定はあるのでしょうか。

**○（総務）総務課長**

もちろん平和市長会議の会長は行くのですが、小樽市として加盟したことをもって、そこに出向くことまでは、考えておりません。

**○菊地委員**

**◎核兵器搭載可能艦の小樽港入港について**

もう一点ですが、私は先ほど非核港湾条例案の提案説明の中でも述べましたが、核兵器廃絶を目的とする平和市長会議に参加するという事になれば、核兵器搭載可能艦が小樽港に入港することをこのままずるずる認めていいというふうにはならないという趣旨の質問を、一般質問でお聞きしたら、市長は新政権の下での核に対する対応がどうなるのかということを見定めるとの御答弁でしたけれども、小樽港港湾管理者として、また小樽市としても今後小樽港に入港することに対して、やはりきちんととき然とした態度をとるべきではないかと思うのですが、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

**○（総務）総務部長**

この平和市長会議を含めて小樽市が進めています平和事業全般、小さな取組ですけれども、やはりそういうものの積み重ねが平和問題にとっては大事なことなのかなというような趣旨も含めて、今回、平和市長会議の加盟というのを内部で議論をして決定いたしました。そのことと今お話のありました小樽港への関係については、決して我々も核兵器搭載した艦船の小樽港への入港を認めてきたということはありませんし、これまでも一貫して私どもが最大限やり得る基準の中で確認をしながら、ある意味ではその判断をしてきたという、そういう経過です。ただ、先般もございましたけれども、今国でこれまでの経過の中でさまざまな調査を行っているようですから、その辺は十分見極めながら、今後もやっていきたいというふうに思います。

**○菊地委員**

**◎学校給食共同調理場の統合・新築事業について**

それでは、先ほど説明いただきました総合計画前期計画の中から具体的な項目について何点かお尋ねしていきたいと思うのですが、初めに 5 ページにあります「教育環境の整備充実」の欄、「学校給食共同調理場統合・新築事業」ということで、平成 22 年度から 24 年度までの実施年度が示されています。いよいよこの事業に取り組むことになったのだと思うのですが、実施年度が 25 年度までとなっているのですが、これは 25 年度に新共同調理場で供用開始するととらえてよいのでしょうか。そのスケジュールみたいなものをお尋ねしたいのですが。

○（教育）学校給食課長

新光調理場とそれからオタモイ共同調理場の統合と建替えの関係でございますけれども、平成 22 年度から 24 年度の事業ということで予定をしているところでございます。主に内訳としましては、22 年度には施設の基本設計、それから地質調査、それから 23 年度から 24 年度にかけて本体の施設工事等を想定しており、現時点では供用開始までは確定できませんけれども、おおむね 24 年度中の供用開始を想定しているところでございます。

○菊地委員

22 年度から 23 年度にかけての今のスケジュールですと、土地の問題も含めてある程度の検討というか、そういう決定に至るまでの構想でよろしいのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

今、建設地のお尋ねがございましたけれども、建設地の関係につきましては現時点では確定には至っておりませんが、現在の新光調理場の土地の関係等も含めて検討している段階であります。めどがつかましたら、また改めて報告いたしたいと考えております。

○菊地委員

統合するわけですから 1 か所になるわけですね。そうすると、銭函から忍路まで配食するわけですから、やっぱり中央部にあったほうがベストだと思うのですが、そういう中央部の土地の可能性についても検討されているのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

今の御質問がございましたように、確かに小樽市は細長い地形でございますので、できればその中間地点と申しますか、そういった場所に建設することで配送距離が均等になっていくということがございますので、望ましいというふうには考えてはおります。ただ、現在、新光調理場の敷地は 6,700 平方メートルほどございますけれども、統合した場合は、それ以上の敷地面積が必要となりますし、それからまたこの共同調理場という施設の用途からしますと食品工場という性格もあわせ持っておりますので、建設する際にいろいろと用途地域の制限ですとか、といったこともございまして、中心部には、適地というのはなかなか確保が難しいという現状もございます。

○菊地委員

その事業費の中身についてお尋ねしたいのですが、これは主にどういうことに使うための事業費なのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

先ほどスケジュールの関係で申し上げましたけれども、おおむね平成 22 年度につきましては施設の基本設計の委託料、それから地質調査費などでございます。それから、23 年度、24 年度につきましては本体施設の工事費が主なものでございます。また、附帯する外構工事なども一部ございますけれども、そういったものが 23 年度、24 年度の事業費でございます。

○菊地委員

仮に建設候補地がある場合には、当該土地の取得費というのは入っているのですか。

○（教育）学校給食課長

現在、掲載しておりますこの計画の数値には含まれてはおりません。

### ○菊地委員

オタモイ共同調理場を統合するとなると、既にここは民間委託されていますよね。そうすると、統合した後も、引き続き運営については民間委託で行うことを計画しているのでしょうか。私は民間委託がいいと言っているわけではなくて、市教委の考え方を聞いているだけなのですが。

### ○（教育）学校給食課長

オタモイ共同調理場は平成 20 年 8 月から民間事業者による調理と業務を行っておりますが、統合後の施設につきましても、現状の直営での人員構成、そういったものも含めると、安定して給食を供給していくためには、オタモイ共同調理場と同様に民間委託による方式で行いたいというふうに考えているところでございます。

### ○教育部長

学校給食の調理場については、市の基本的なスタンスとして既に業務委託をするという方向性を定めております。今、学校給食課長から答弁いたしましたとおり、昨年度オタモイ共同調理場については、業務委託を行いました。現在、私どもは新光共同調理場についても、平成 23 年度から業務委託をしていきたいと考えており、その後に、統合・新築を進め、当然業務は民間に委託するという前提で進めるという考え方でおります。

### ○菊地委員

民間委託についてはまた改めて論議していきたいと思うのですが、統合・新築の際に、以前確か P F I 方式で行うの話もあったのですが、その方向についてはどうなのでしょう。

### ○（教育）学校給食課長

以前、公共施設等の P F I の導入等について、いろいろな検討がございまして、それで共同調理場でも検討した経過がございますけれども、結果として余りメリットが生じないというふうに見込まれましたので、新しい施設については、これまでの起債を導入する方式による建設を想定しているところでございます。

### ○菊地委員

#### ◎新・市民プール建設整備事業について

次に、プールの問題についてちょっとお尋ねします。

9 ページ、市民の切実な要請である「新・市民プールの整備事業」については、これまで何度も総合計画の中に考え方が盛り込まれて、前期計画の中では供用開始を何ともしてほしいという話をこれまでしてきました。前期計画でいきますと、前期計画の最終年度である平成 25 年度までにプールができ上がって供用開始というスケジュールになっていないと思うのですが、基本設計や実施設計までは、何ともして前期の中でやり上げたいという思いがここには表れていると思うのですが、そういうとらえ方でよろしいでしょうか。

### ○（教育）吉井主幹

「新・市民プール建設整備事業」につきましては前期計画から着手できるということで、今お話がありましたように基本設計・実施設計を位置づけていただきました。教育委員会としては、財政の健全化の進ちょく状況を見ながら、さらに早期供用開始ができるよう要望をしていきたいと思っております。

### ○菊地委員

基本設計や実施設計まで着手するということになりますと、やはり具体的な建設地なども明らかにしながら取り組むことになると思いますので、先ほど総合計画担当の主幹の説明にもありましたが、緊急性や必要性があれば前倒しもありうるという話だったと理解していますので、そういう方向で一日も早い開始に向けて、さらに教育委員会の御健闘を心からお願いしておきたいというふうに思います。また、財政部でもそのときにはきちんと対応していただくことを期待したいと思います。

#### ◎放課後児童クラブについて

次に、学童保育のことで伺います。10 ページの「放課後児童クラブ運営事業」ですね。先ほど陳情趣旨の説明も

いただきましたので、このことについても若干お尋ねしたいのですが、まずこの放課後児童クラブの運営事業の事業概要に「放課後児童クラブの運営と充実」とあるのですね。この充実というのは具体的にどんなことを意味しているのか、その内容についてお尋ねしておきたいと思うのですが。

**○教育部青木次長**

放課後児童クラブの運営事業の今後の運営と充実、この充実についてということでございますが、私どもでは現在、土曜日に市内 6 か所の拠点で開設しているところでございます。今後、この土曜日の開設の場所の拡大などを考えていきたいということで考えております。その部分が充実ということでございます。

**○菊地委員**

そうですね。土曜日の開設の拡大については要望も大きいところですので、その辺についてはぜひ充実させていただきよう願いますのですが、先ほど、陳情第 1161 号の趣旨説明にもありましたが、今定例会に稲穂小学校の校内に放課後児童クラブを開設していただきたいという陳情の提出がありました。空き教室がないということはお伺いしているのですが、クラブハウスの利用の可能性についてはどういった見通しなのか、現状のクラブハウスの利用状況にも触れながらちょっとお尋ねしたいと思います。

**○教育部青木次長**

稲穂小学校には校舎クラブハウス、それから屋体クラブハウスの 2 か所のクラブハウスがございます。これは補助金を導入したときに地域との交流等を目的としてつくられた施設でございますが、現在の利用状況について簡単に申し上げますと、それぞれ学校の教育活動ということでは、総合的な学習の時間であるとかクラブ活動、生徒指導関係などに使われております。また、学校行事などでは健康診断及び就学時健診の会場として使われております。また、校内研修、小樽市教育研究会、各種研究団体など教員の研修等でも利用されております。また、PTA の関係でも、評議委員会、学年部会、専門部等の PTA 行事で使われておまして、この校舎クラブハウスについては 4 月から 10 月当初までで延べ約 60 回程度、それから屋体クラブハウスについては延べ 70 回程度の利用となっております。

以上がこの学校教育にかかわる利用でございますが、生涯学習にかかわる利用といたしましては、学校の文化開放ということでこの施設を利用させていただいていますが、校舎クラブハウスを主に使っているわけですが、これについては延べ 120 回ほど使っておりますが、その際に校舎クラブハウスを PTA で使いたいなどとの調整もございまして、その際には屋体クラブハウスのほうに移っての利用もございまして、それについてはこの 12 月初旬までに 6 回ほどございました。

**○菊地委員**

夏休みとか冬休みの関係もありますけれども、放課後児童クラブは、授業が終わってから夕方までの時間帯に開設されると思うのですが、そういった時間帯についても、このクラブハウスというのはほとんど日常的に使用されているということなのでしょうか。

**○教育部青木次長**

放課後児童クラブはおっしゃられるように放課後ということで、通常の学期中につきましては放課後から夜 6 時までということでございますが、おっしゃられたように長期休業中については朝から夕方までということで利用しています。先ほど私のほうで申し上げた利用状況、学校行事にかかわる部分についてはおおむね授業中ということになります。PTA の関係とそれから文化開放の関係につきましては、授業の終わった夜間の利用ということになっております。

**○菊地委員**

夜間の利用となると、放課後児童クラブとは時間はぶつかりませんよね。

### ○教育部青木次長

文化開放につきましては夜 6 時からということで、6 時から 9 時ということでの利用をしてございます。

また、PTA につきましても、その開始時間については私も承知していませんが、放課後から夜間にかけて利用されていると理解しております。

### ○菊地委員

クラブハウスの利用についても、この回数だけ見ると相当な利用回数があると思うのですが、放課後児童クラブの利用時間帯と時間を割り振ることで利用することは可能性ではないのでしょうか、研究してみる価値はあるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

### ○教育部青木次長

放課後児童クラブとその他の利用する場合の調整と申しますか、双方で使うような形で調整できないかというお尋ねですが、一つには放課後児童クラブを開設する際には、部屋にソファや事務用の机、ロッカーあるいは子供のがん具等を備えつけて、ほぼ放課後児童クラブのための専用施設的な形にレイアウトをする必要があるため、その状態でいろいろな会議や研修を行うことについては不可能とは思いますが、なかなか難しい課題があるのではないかなとは考えています。

### ○菊地委員

確認しますけれども、稲穂小学校は空き教室は本当はないのですね。御答弁ではクラブハウスの放課後児童クラブの利用についても、なかなか難しいところがあるということでした。教育部長にお尋ねしますが、今、学校の統廃合計画をしていますよね。この計画が順調に進んだら、稲穂小学校にはさらに多く児童が通うことになるのだろう。そして放課後児童クラブの利用者も増え、勤労女性センターでもさばききれなくなった場合、教室のさらなる増築など何らかの手だてが必要になってくるのではないかとと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

### ○教育部長

前提として考えていただきたいのは、学校というのは基本的に学校が「学校として使う建物」であるという、当たり前のことですけれども。ですから学校として使う場合は当然国の補助の関係ですとか、そういった部分を含めて教室を増設するなどのいろいろと手だてをすることは考えられます。ただ、放課後児童クラブというのは、法律的には、児童福祉法が適用されるわけですから、放課後児童クラブをつくるために、国の補助を入れて学校の中に建物をつくるというのはなかなか難しい面というのがございます。

私も先ほど陳情者がおっしゃっていた趣旨説明も意味としては十分わかりますし、小樽市内では、ほとんどが学校で開設しているという実態もあります。裏を返せば児童館が少ないということがあるのですけれども、ただそういった場合というのは、もともと大きい学校だったところで子供が少なくなったことで余裕教室がたくさんできたという、そういった条件の中で放課後児童クラブを設置していると。

ですから、御承知とは思いますが、銭函小学校では以前に学校の中につくれなくて、市民センターのほうの部屋を一部借りるなど、いろいろな対策をやってきた経過があります。それで、稲穂小学校は市内でも一番新しい学校ですから、建設当時から普通教室は 12 学級の学校です。その意味では音楽室とか理科室とか、それはもちろん特別教室としてありますけれども、普通学級としては、12 学級で現状ではいっぱいです。それで、私が、学務課長をしていた時代には、実は特別支援学級も校内につくれなくて、そういったこともあり、いろいろと苦労をした経緯もございまして、その辺のキャパシティの問題として御理解をいただきたいと思っております。

### ○菊地委員

現在として、なかなか学校内に放課後児童クラブの場所を見つけるのは困難だというお話は伺いましたけれども、いずれ統廃合関係もありまして、そこでは必ず放課後児童クラブをどうするのだという保護者からの疑問が出てき

ますから、何らかの対策をとらなければいけない時期が来ると思うのですよね。それにしても今、先ほどの陳情者の方がおっしゃっていた勤労女性センターに行くにしても、道の安全性の問題等も出ていました。学校を出てからすべて学校が責任を負わなくていいということになりませんから、そういう通学、放課後児童クラブへ行くまでの通路の関係についても、しっかり教育委員会としても目を配りながら安全確保に努めていただきたいと思います。それは一つ要望しておきます。

#### ◎特別支援連携協議会について

次に、陳情第 1162 号特別支援教育支援員の増員配置方等について、まず、今回の陳情に触れる前に昨年の第 4 回定例会で採択された陳情にかかわって一点お尋ねします。

あの陳情を採択して以来 1 年が経過しているのですが、連携協議会の立ち上げについて、その後の経過をお尋ねしたいと思います。

#### ○（教育）学校教育課長

昨年、いわゆる特別支援教育にかかわる連携協議会の設置についての陳情がありました。この陳情を受けまして、現在小樽市の中で自立支援にかかわって連携協議会を設置しております。それとは別に特別支援教育に係る部分の連携協議会ということで、この最初二つの組織あり方について検討したのですが、構成メンバーは同じ方が出てくることもあり、市として二つの組織を持つよりは、一つの連携協議会の中でそれぞれ特別支援教育部門あるいは自立支援部門を持ったほうがいいのではないかとということで、福祉部との協議の中で、今ある自立支援の連携協議会の中に特別支援教育部門をまず設置する方向で進んでいるところであります。

#### ○菊地委員

その方向性というのは、1 年前に採択した陳情の趣旨と一致しているのでしょうか。確かに自立支援協議会のことには陳情の中で触れているのですね。その触れ方は自立支援協議会の運営の内容をしっかりと生かして、特別支援の連携協議会の立ち上げを要望していたと私は理解しているのです。その中に包括されるというお話ですが、参加するメンバーの顔ぶれが同じだとしても、その中に包括されるような位置づけの組織ではないと私は認識しているのですが、この陳情をされたばてとの会の皆さんや関係者の意向をしっかりと尊重する方向で進めていただきたいと思いますと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

#### ○（教育）学校教育課長

今ある自立支援の連携協議会につきましては、一つには障害者自立支援法とのかかわりもありますけれども、もう一つはいわゆる福祉部門の発達障害者支援法に基づく、要するに福祉部門の連携協議という部分も含んでおりますので、そういった中で同じ発達障害者支援法に基づく連携協議という中で、福祉部門があり、教育部門がありということでそれぞれ別に持つよりは、今ある連携協議会の中で例えば部会を設置したりして、同じ組織の中で協議していこうという考え方でいます。

#### ○菊地委員

陳情趣旨の中にあつたその方向がそれで十分生かされるのかどうか、その辺はしっかりと関係者の方々と相談して進めていただきたいと思います。

#### ◎特別支援教育支援員の増員配置について

次に、特別支援教育の支援員の不足の配置についてはこれまでもう要請してきました。平成 20 年度と 21 年度で配置されたのは 5 名ずつですね。今現在、学校から要請されている支援員の人数についてお尋ねしたいと思います。が、何名の要請があるのですか。

#### ○（教育）学校教育課長

今年度、各校に対しまして特別支援教育の支援員の配置希望も含めて調査を行ったところ、支援員の配置希望につきましては全部で 21 校からありました。

### ○菊地委員

今回、陳情された方から資料も提出されています。この資料を見ますと驚くべき中身ですよ、小樽市の現状は。今、21 校から要請されていてそのうちの 5 名ですよ。余りにも低すぎると思うのですが、総合計画の中に示されている特別支援教育推進事業には、具体的にどういうふうに進めていこうとしているのか、お尋ねしておきたいと思います。

### ○（教育）学校教育課長

総合計画に示している特別支援教育推進事業の中では、支援員のほかに就学指導委員会経費とか、あるいは子供支援部会経費というのが含まれています。支援員の部分につきましてはあくまで現状ベースでの金額が入っていますので、今後増員されればその額が増えた形で加算される形になります。

### ○菊地委員

そうすると、21 校から要請されているとの答弁ですので、当然新年度は 21 名要請されると理解してよろしいのでしょうか。

### ○教育部長

課長からも答弁をしたとおり、41 校中全部の学校から要望があるという形にはなっておりません。もちろん支援を要する児童・生徒がいるかないかということにもよります。御承知のとおり、小樽市では介護員を相当以前から入れていたわけですが、支援員、特に発達障害にかかわる児童・生徒への対応ということでは平成 20 年度からだと思えますけれども、20 年度、21 年度の 2 年間入れてまいりました。私どもも支援員として入っている方々が学校でどういう活動をしているのか、あるいはそのことによって、その児童・生徒はもちろんそうですが、その児童・生徒が在籍するクラス全体にとっても、どういった効果と言ったら言い方変なのですが、どういったメリットがあるのか、そういった部分の調査をしてきた経過がございます。私どもも入れることによって、その学校教育あるいは児童・生徒にとってもスムーズにいくことがあるということは、ある程度実証的に確認されている部分もありますので、その年その年でそれぞれの学校での状況というのは違って来るわけですが、教育委員会としては新年度に向けて、介護員の増員について予算確保に努力をしていきたいと思っております。

### ○菊地委員

準備計画ということになりませんから、これは今支援を必要としている子供たちが現にいるわけですから、そこにしっかりと手だてをしていただきたいということと、そのための地方交付税、名目で入ってきて地方交付税として来たからには、使い方はその地方自治体に任されているとこれも財政部の方はそうおっしゃいますけれども、私はそれで済む場合と、特に子供の教育とかそういうことでは済まない場合があると思っておりますので、速やかに支援員の配置を要求して終わります。

### ○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

自民党。

---

### ○山田委員

#### ◎財務 4 表について

最初に、財務 4 表について何点かお聞きいたします。

市民が実際の予算また大まかな目安という、そういうような予算の動きなどわかりやすく、今回こういうような普通簿記で使われている貸借対照表やコスト計算書など作成したのだと思います。昨年、東京都でも、こういうように取り組んだと聞いております。まさに今、この財政再建真っ只中の小樽市で、市民にいろんな情報をわかるように伝える時期だと思います。こういうような手法を用いて、市民周知でわかりやすい周知、それと説明でもあり

ました他都市との経年比較、これ以外に例えばどのような場面で活用されるのか、その点についてお聞かせください。

#### ○（財政）財政課長

1 点目、市民周知でございますけれども、先ほども説明しましたように、ホームページはこのような形で掲載されると思いますけれども、広報等にも簡単にもっとわかりやすい形で掲載されると思います。また、例えばまち育てふれあいトークですなどの場で、たまに市民から財政についていろいろと説明していただけないかというような、要望もあるものですから、そういう要望を受けた場合にも、参考資料としてこういうものがありますというようなことで説明したいと思います。

それから、この今回の財務 4 表の活用についてでございますけれども、先ほども申しましたが、公共資産などは推計値で掲載しております。あくまでも概数です。それから、また総務省からの評価基準といいますが、そういうものを示されていないことなどからしまして、そうした基準などが示されましたら、ある程度他の地方自治体でつくっていくものがある程度見えてくる部分が出てくると思います。そういうのが示されましたら活用方法などにつきまして検討していきたいと、このように考えております。

#### ○山田委員

本当に市民の財産についていろいろと資産表に基づいて試算をされていると思います。私も実際問題市で持っている資産については、これぐらいの資産だということである程度概算で押さえられている部分かと思っております。

それでは、次に、この中で財政コストや受益者負担比率など、例えば 100 円経費がかかったうち 4.5 パーセントが普通会計というふうに書いてあるわけですが、これについてどのような形で市民周知をするとかわかりやすいのか、また例えば 100 円で 4.5 円かかっているだとか、その周知方法についてお知らせ願いたいと思います。

#### ○（財政）財政課長

例えば今回の資料 1 の 2 ページの下の方に書かれている部分だと思いますけれども、こういうふうに数字を羅列しても、若干まとめ方が複雑なので、市民にはちょっとわかりにくい部分があるので、例えば棒グラフなどで表示すると非常にわかりやすくなるかとは考えております。

#### ○山田委員

以前は何か人の形をしたグラフで、おなかの下が経費だとか、頭の上が経費以外の部分だと示していたような記憶をしております。そういった意味でいろいろ工夫して市民啓発に取り組んでいただければと思います。

#### ◎定額給付事業の結果について

質問を変えます。報告にありました定額給付金の終了結果から質問したいと思います。

この定額給付金の趣旨に反対して、この給付金の支給者の返納が思ったより多いと聞きます。この給付金の返納者を見込み、各自治体ではふるさと納税の用紙を同封し、寄付をお願いしたと聞きます。このふるさと納税促進の効果の有無はあるものの、効果があったとする横浜市では 1,700 万円ほどのふるさと納税に集まった、また逆になかった自治体は数万円にとどまったと聞きます。本市ではこのような施策はなかったと思いますが、次回もし何らかの給付があった場合、給付者がこのまま国へ返納することではなくて本市へ寄付されるような手だて、それを講じるべきと思いますが、その点について御見解をお聞かせください。

#### ○定額給付金給付事業等実施本部長瀬副参事

定額給付金を受給しなかった方についてということだと思いますが、日本全国で 2 兆円という額が支給予定でしたけれども、1 パーセントぐらいの約 190 億円が国に返還されたそうです。この制度としては使った、かかった費用について国から補助金をいただくということなので、当然 100 パーセントでなければ返納される形になります。

ただ、議員が御指摘のように、一度申請され受給後に自分がもらうのではなくて地域のために使ってほしいということで、それぞれふるさと納税という形で寄附を募って取り組んだ自治体の例は聞いております。ただ、小樽市の

場合、今回国の事業決定もかなり遅かったということもありますし、小樽市自体として十分に時間をかける余裕がなかったということもありまして、そのようなことは広く周知をしなかったのですが、寄附についての御相談も何件もありました。この次がいつになるかは私もわかりませんが、仮にあれば議員が御指摘のような取組も検討してみたいと考えております。

**○山田委員**

前向きな御意見をありがとうございました。ぜひそういう形で進めていただければと思います。

それでは次に、今回報告にあった第 6 次小樽市総合計画の中から学校教育について何点かお聞きいたしたいと思います。

**◎学校給食共同調理場統合・新築事業について**

まず、「学校給食共同調理場統合・新築事業」について何点かお聞きします。

今回、いろいろと場所、また策定スケジュールなどについては、先ほど菊地委員からも御指摘ありましたが、現在この共同調理場では児童生徒数の現象から、現在はなかなか給食の個数も減っていると思います。その中で統合・新築となれば、食材の納入業者の選定については、どうなっていくのかお聞かせ願いたいと思います。

**○（教育）学校給食課長**

現状の食材等の納入業者につきましては、小樽市学校給食運営協議会という給食費の私会計の団体でございますけれども、同協議会で年 2 回公募をし、年度ごとに業者決定をしております。そうした中でほぼ毎月 1 回程度見積り合わせを行い、実際に納入する商品を決めているところでございます。統合・新築後についても、食材の納入方法、決定方法について、変更はないというふうに考えております。

**○山田委員**

ぜひ地元業者から地産地消を前提にした安心・安全な食材を納入していただきますようお願いしておきます。

次に、同じく学校給食の部分で少ない費用で最大の効果をもたらす、そういった意味も込めてですが、統合・新築により、新施設になっても、既存の備品、また食器などについては再利用していくお考えなのかどうかお示し願いたいと思います。

**○（教育）学校給食課長**

食器等そのほかの備品の使用の関係についてですが、調理場におけるもともとの調理機器等の設備について、現在のものを新しい施設に移すということは耐用年数等の課題もございますので、想定はしておりません。食器等、じゅう器等の関係ですけれども、その新施設に導入をする設備との兼ね合い等もございますので、そういった面も含めて今後検討していきたいというふうに考えております。

**○山田委員**

とすると、要するに新しくなった施設には、新しい調理機器が入る。食器についてもそういう考えでよろしいのでしょうか。

**○（教育）学校給食課長**

現時点で完全に例えば何々の種類の食器を入替えするだとか、まだそこまで検討は進んでおりませんので、今後そういった点は検討していきたいと思っております。

**○山田委員**

わかりました。それでは質問を変えます。

**◎新・市民プール整備事業について**

次に、新・市民プール整備事業については、先ほど菊地委員からも御質問がありました。市民がどういうプールを要望しているのか、また本市はどういったプールをつくろうとしているのか、その点について聞きたいのですが、まず、総合計画前期実施計画に「先進地事例の調査」という項目があります。どのような施設を想定して調査

されているのか、まずこの点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）吉井主幹

小樽市といたしましては、現在、先進事例の調査等につきましてどういう形で行っていくかということと、あとプール利用者等に対するアンケート調査等を実施しております。その集計を見てもないとはっきりした形では申し上げられませんけれども、先進事例の調査につきましては、施設の規模を、当初駅前にありました室内水泳プール、25メートルプール規模小プールつき、そして採暖室つきのものをベースにして今調査を進めていっているところで

○山田委員

もう一点、市民にアンケートなど調査しているということで聞いていますが、その内容についてアンケートの質問要旨といいますか、どのようなことをお聞きになっているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）吉井主幹

アンケートの調査の中身につきましては、現在代替プールとして高島小学校温水プールを利用しておりますが、その利用実態についてどうなのかということと、利用者の年代層、利用団体、どういう目的で利用されているかを調査しております。

○山田委員

そうですね。まず、市民の要望を聞いて、少しでも早い時期に基本設計、実施設計、そしてプール建設に着手していただければと思いますので、よろしく願います。

◎学校図書館について

最後になりますが、学校図書館について何点かお聞きいたします。

先般、北海道で子供の学校図書についていろいろと調査をしています。今日も質問の中で北海道子どもの読書活動推進計画が平成 19 年度に終了したことに伴い、20 年度から 5 年間の取組として新たに「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン（北海道子どもの読書活動推進計画）」が策定されておりますが、まず、この中から何点かお聞きしていきます。

道のこの計画にもあるブックスタート事業、この実施状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）図書館長

まず、小樽市のブックスタートは平成 15 年度にもうスタートしております。これはどういう事業かといいますと、保健所の 10 か月時健診のときに絵本の読み聞かせの大切さを話し、最後に絵本をプレゼントする、そういう事業でございます。平成 20 年度には 723 人に実施いたしました。

○山田委員

次に、「基本方向 2 学校等における子どもの読書活動の推進」とありますが、本市の小中学校における一斉読書の取組状況をお聞かせください。

○（教育）指導室主幹

学校における一斉読書の取組状況でございますが、読書活動についてはさまざまな取組がございますが、一斉読書ということでは、平成 20 年度に朝の読書として、小・中学校を合わせて 26 校で取り組んでございます。

○山田委員

それでは次に、公立図書館と学校の連携状況をお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）図書館長

市立小樽図書館と学校の連携についてでありますけれども、大きく分けまして四つ挙げられると思います。まず一つ目は学校への図書の貸出し、形態といたしましては学校巡回文庫と貸出し文庫がございます。2 番目に、主に

ビデオ教材を中心とした視聴覚資料の貸出しがあります。三つ目には総合的な学習時での図書館サービスでございますが、これは具体的に言いますと図書館での調べ学習の受入れ、それから図書館の施設見学の受入れがございます。四つ目でございますけれども、学校からの要請を受けまして職員を学校に派遣をいたします。具体的には学校図書室の運営相談と、それからまち育てふれあいトークの実施があります。

**○山田委員**

そうですね。そういった意味で本当に学校と図書館が連携されて、よりよい図書館の貸出しが増えて、また子供たちの情操教育にもつながるのではないかと考えております。また、今後の方向性として、市町村における子供の読書活動の推進と子供の読書活動を北海道や地域連帯で推進する体制の整備として、教職員や図書館司書、司書教諭の研修の充実などが挙げられているのですが、こういったものに対しての本市の計画の策定、そこら辺は押さえていますか。

**○教育部長**

学校図書で個別にということではないのですけれども、当然これまでスタートしております学校教育推進計画5か年計画の中には心の教育ですとか、あるいは教職員の研修とか、そういった部分で学校図書館、あるいは市立図書館も含めた図書を活用した学校教育のあり方ということは提示してございますから、それに沿いながら、また具体的には指導室が主催をしております学校図書の運営等についての研修会も行っておりますので、そういった中で進めていきたいと考えております。

**○山田委員**

最後に、文部科学省が審議しております子どもの読書サポーターズ会議から1点だけお聞きします。

冒頭趣旨説明があった陳情第1161号にも関連して伺います。この子どもの読書サポーターズ会議では、「これからの学校図書館の活用の在り方等について（審議経過報告）」で学校図書館を地域の中の学校図書館として、放課後の子供の安全・安心な居場所として、また地域における拠点として、学校図書館にはさまざまな役割が求められるとしています。こういうような課題について審議しているのですが、稲穂小学校には学校図書館はありますか。

**○（教育）総務管理課長**

稲穂小学校におきましても学校図書室は設置しております。

**○山田委員**

これはまだまだ審議の段階なのでどのような経過報告にはなりません、もっともっと学校図書館がより市民に広く間口を明け、心の居場所となるように学校図書館づくりを進めていると聞いておりますので、ぜひそういうことも審議していただければと思います。これは要望ですのでお答えは要りません。

以上、私は終わります。

---

**○横田委員**

教育委員会に何点かお聞きします。

**◎心のノートについて**

政権交代になりまして、御案内のように事業仕分けというのをやられておりました。その中で道徳教育の総合支援事業が事業仕分けの対象になりまして、いわゆる「心のノート」、これは廃止ではないですけれども、ウェブ対応ということですね。実際に本は印刷しないということだと思っておりますが、その他にもいろいろ道徳関連予算が10億数千万円でしたが、これを3分の1から半分にするというような仕分け結果がなされました。最終的な予算にどう反映してくるかは未定ですけれども、こうした仕分けについて教育委員会はどのような感想をお持ちか、聞かせてください。

○（教育）指導室長

今のところまだ制度設計について、明確な部分を示されていないとは思いますが、いろいろと報道されている中では、これまで取り組んできた道徳教育の流れが変わってしまうところがあるのかと思いますけれども、やはりこれまでの流れも大切にしながら、子供たちの豊かな心というのをはぐくんでいきたいというふうに思っています。

○教育長

私のほうからも追加して答えさせていただきます。学校教育は御承知のように知・徳・体三つのバランスのとれた教育活動をしているということでございます。ですから、今回、心の部分の道徳教育の関係につきましては、今委員がお話のように3分の1から2分の1にカットされるようでございますけれども、教科同様、これはやはり私は予算が子供たちのために配分される方向にあってほしいという思いは持っております。

○横田委員

今の御答弁については、心のノートだけではなくて、いろんな部分で進めないといけない部分であると思います。我々は、今まで心のノートの活用は大事だと思って何回もお聞きしたりしてきましたけれども、正直なところ利用の割合はどのぐらいでしたか。42校あるのでしょうかけれども、利用の割合は押さえていますか。やっていないところもあるのですか。

○（教育）指導室主幹

すべての学校で使用されていると報告を受けています。

○横田委員

先般、参議院文教委員会で川端文部科学大臣が、この心のノートの全国の利用率について触れていましたが、小学校では98パーセントぐらいですか。中学校で95パーセントと100パーセントではないのですね。それは全国の数値ですから、私は、小樽では全校で利用しているとはちょっと思えないのです。それは検証していないから何とも言えませんけれども、今度ウェブ対応とかプリントアウト対応になるということですが、それぞれの学校でダウンロードしてプリントアウトして編さんしてやるのか、何かよくわからないですけれども、今あるものを配るよりはずっと手間がかかると思うのですよ。手間とか、いろんなものがかかりますが、そういったことにはしっかり対応できるのか。

それと、今の教育課程の編成はもうやっているのですかね。年35時間ですか、道徳の時間ありますけれども、その辺についての教育課程の編成などはどうなっているのかと思うのですね、それについてちょっとわかればお示ください。

○（教育）指導室長

今後の心のノートがウェブ方式に変わるということについて、必要に応じてその部分をプリントアウトして、印刷して活用していくということになると思います。

教育課程の編成にかかわっての御質問でございますが、心のノートの活用につきましては道徳の時間ということではなく、すべての教育活動を通して道徳的な内容を行う場合について適時活用していくというふうになっておりますので、教育課程全体像の中にはその部分は位置づけてありますが、道徳の時間だけに位置づけるものではないというふうになってございます。

○教育長

実は心のノートで道徳の授業をやるという、そういう指導ではないのです。御承知のように、各学校に行きますと、副読本がございまして、それを使いながらさらにここの部分は心のノートの部分を使おうということでございますので、心のノートを100パーセント道徳の時間に全部使っているというのは、全国ほとんどないというふうに私どもは認識しております。そういう面でプリントアウトなど、いろいろな方法もございますが、でき得る限り

その場面場面によって使ってまいりたいというふうに考えてございます。

○横田委員

心のノートはそういうことで、もちろん活用方法については、それでいいと思うと思うのですけれども、どう考えても何か必要に応じて活用しない教員がたくさんおられるというのは疑問であります。それで、川端文部科学大臣が国会で答弁していたのは、言わずもがな道徳教育は非常に大事だと。ですから、今後ともより進化させるというか、そういう民主党の大臣がおっしゃっていたので、ぜひ小樽市教委でもその辺のところはしっかりと力を入れてやっていただき、我々もずっと主張していますけれども、なかなかその充実度が聞こえてこないのがちょっと残念なところでありますので、国の政策でありますのでよろしくお願いします。

◎教職員の勤務時間について

次に、教職員の勤務時間について確認も含めて質問させていただきますが、御案内のように平成 19 年 4 月からいわゆる公務員の休息时间として 15 分程度あったものが何か廃止になったということで、今年の 4 月からですか、勤務時間が 7 時間 45 分になったのですよね。これについて学校現場の実態はどうなっていて、勤務時間はどこがどう決めるのかまずお知らせください。

○（教育）学校教育課長

勤務時間の割り振りにつきましては学校長が定めることになっております。

○横田委員

学校長ですね。学校長が教職員と協議してということでしょうか。学校長が自分で決めているのですか。管理者ですからそれでいいのかもしれませんが、その辺はどうなのですか。

○（教育）学校教育課長

最終的に学校長が決定するわけですが、いろいろな意見を聞いた中で最終的に学校長が決定していると思います。

○横田委員

「と思います」ですか。どこかに書いてあるのですか、「A 小学校は、勤務開始時間が 8 時 45 分である」といったことは必ず書いてあるのですね。

○教育長

勤務時間につきましては、必ず私ども教育委員会に何時から始まって教員が何時に退勤するという、そういう一覧表は提出するようになってございますので、それを踏まえまして学校では指導されているものと思います。

○横田委員

それでは例示で構いません。A 校、B 校、C 校でいいですから、3 校ほどの勤務時間から退勤までの休憩時間をどうなっているかというのを教えていただければと思います。

○（教育）学校教育課長

勤務時間の市内の状況ですが、まず小学校につきましては 2 パターンに分かれておりまして、一つは開始 8 時 15 分、終了が 17 時、途中で休憩時間が 15 時 45 分から 16 時 45 分まで、そしてもう一つのパターンは開始が 8 時 20 分で終了が 17 時 5 分、途中休憩が 15 時 50 分から 16 時 50 分、この二つのパターンです。中学校につきましては四つのパターンに分かれておりまして、今の二つのパターンのほかにもう二つが、まず一つは開始が 8 時 5 分から終了が 16 時 55 分、途中休憩が 15 時 40 分から 16 時 40 分。最後のパターンは 8 時 10 分開始で、終了が 16 時 55 分で、休憩が 15 時 45 分から 16 時 45 分までとなっております。

○横田委員

ちょっと早くて書けません。後で資料をいただければと思いますが、いずれも最後に 15 分間ずつ勤務時間があるということですね。それでいいですか。

○（教育）学校教育課長

休憩時間は勤務時間の途中に置くとなっておりますので、休憩時間の後には勤務時間があります。

○横田委員

出勤前にも休憩時間が 15 分あるのですか。これは 8 時 15 分からいきなりもう一番小学校の A パターンですね。8 時 15 分からいきなりもう勤務時間になっているのですか。

○（教育）学校教育課長

最初のところは勤務時間 8 時 15 分から始まります。

○横田委員

時間の計算がちょっと難しいのですが、わかりました。全部で 7 時間 45 分あって一番後ろに 15 分あるから、そのうち 60 分は休憩ですよ。これは無給ですからいいのですけれども、7 時間 45 分引く 15 分で、7 時間 30 分は実働しているということですね、実働と言ったら変だけれども。このような認識でいいですか。

○教育部長

簡単に言うところのことだと思うのですけれども、要するに市職員でいうと昼休みを勤務時間の後ろにつけて、早く帰っている。あるいは頭につけて遅く来る。こういうことはないのかという御質問であれば、そういうことはございません。

○横田委員

ありがとうございます。休憩時間を放課後にとるような指導はあってもいいと思うのです。それは日中いろいろ業務があるので。しかし、最後に 15 分勤務時間があるのだから帰れないですよ。帰っても最後の 15 分はいなければならないのだけれども、そういう実態は、間違いないですかということなのですが、いかがですか。

○（教育）学校教育課長

今の御質問の前に先ほど答えました勤務時間の関係で、中学校で一つの事例で 8 時 5 分開始の場合の終了を 16 時 55 分とお話ししましたが、16 時 50 分に訂正させていただきます。

○横田委員

休憩は 15 時 40 分から 16 時 40 分か、その中学校 A パターンでは、休憩人終了後の勤務時間は 10 分間ですね、ここは。

○（教育）学校教育課長

そうです。そうすると休憩後の勤務時間はあくまで勤務時間ですので、当然勤務をしている時間ということで確認しています。

○横田委員

休憩時間 60 分と最後の 15 分あるいは 10 分が連続しているわけですよ。それでお伺いしたのは、休憩時間になった時点で帰られる教員がいるのでないかと、保護者から聞かれたのです。そんなことはないだろうと、最後に勤務時間があるのだから。仮にどこかへ外勤をする、外勤というか休憩だから外勤ではないですね。外へ出て自由な時間を過ごしても当然戻ってくるであろうと。当たり前ですよ。労働基準法で決められているのですから、そういう答えをしたのだけれども、保護者のかたは、ちょっと待ってくれと。実は 5 時以前に学校の教員が某所にいるのを何度か見ていると。ただ、これは休暇をとって来ているかもしれないので、私も検証できていないからここでは強く言えないし、これから検証はしなければならないと思っていますけれども、市民からそういうお話を聞くので、私は説明をしなければならないのですよ。ですから、今、教育委員会が、いや絶対そういうことはない、必ず学校に戻っているのだと。60 分、75 分前に学校から退勤はしないのだということをしっかり言っていたら、それはそう説明しますがいかがですか。

### ○教育部川田次長

教員の勤務時間の関係につきましては、やはり授業の関係などがあって、休憩、いわゆる昼休みは後につけています。その後で勤務時間 10 分なり 15 分というのは、当然休憩時間というのは間に挟まなければなりませんのであります。その中で教員も子供たちの関係で、一緒に校区の見回りだとか、中にはそういったケースもあるというふうには聞いてございますので、そういうふうにして教員が休憩時間終わった後、勤務時間の 15 分なり 10 分の中に自分の子供たちのことを見回りに行ったり、通学路を見たり、そういうケースも中にはあるというふうに押さえてございます。

### ○横田委員

私も市長与党ですから、余り追及はしづらい部分もあるのだけれども、現実にはやっぱりそういう現場を見られている市民もいるのですよね。それはもちろん、そういうこともあると思いますよ。子供たちの見回りなどもあるけれども、全く違うところで、あるいは遊技場を見回っている教員もおられるというのも聞いているのですよ。それなのに、そういうお話で押し通されると、わたしもちょっと何とかな、つらくなるのですけれども。ここにわたしがいる人から聞いてメモした資料があるのですけれども、ここでは 4 パターンぐらいを挙げています、勤務時間について。学校の教員からのお話を聞き取ったものですが、これには 75 分前に退勤と書いてあるのですよ。そういうふうにしましょうと、こういうふう交渉しましょうと。そのようになっているかどうかは別ですよ。わからないですよ。学校側と校長側とはそういうふうにしましょうと、そういうことで強めましょうということをおられるのですよね。これはちょっといかがかなと思う部分ですので質問させてもらいましたけれども、何度も言うように、休暇をとっておられるかもしれないので強いことは言えませんが、そういう実態があるということだけはしっかりと指摘しておきます。

### ○横田委員

#### ◎教頭任用の実態について

最後に、今まさに人事をやっていると思います。教頭を目指す方が少ないというか、なかなか人材がいなくて御苦労をされているという話も聞いておりますが、教頭の試験を受けていただくというのともらうというのか、何という言い方がいいのかわからないのですけれども、その辺の実態というか、例えば昔ですよ、大分前には組合からの推薦がどうだとかという話もお聞きしました。闘争方針の中というか、その中にもやっぱり民主的な任用を勝ち取るみたいな、そんな文言が使われた時代もあったように思います。今はわかりません。そういうことがあって現在、教頭の任用がどういうふうになっているのか。新 6 項目確認だとか 10 項目確認だとか、わたしには中身がわかりません。お聞きしたら教育委員会もわからないと言っているから、そのうち、これは本庁・本部間の協定ですから、何も皆さん方に責任があるわけでも何でもないですから、教えていただいてもいいかと思うのですけれども、もしわかればそんなこともお教えいただきたい。今の教頭任用の実態について伺いたいと思います。

### ○教育長

この 5 年から七、八年前まで教頭の試験というのですか、これは試験制度でございますので、選考の検査でございますので、受けたい、教頭になりたいという方はぜひそれぞれに手を挙げていただいて、そして私たちはその手続を進めていくという現状でございますので、組織ですとかそういうものは一切関係なく、手を挙げた方に出て受けてもらっています。ほとんどの場合には今、後志の場合には不足している状況でございますので、面接並びに論文の検査、ほとんどの教員がいい成績をとって、そして採用されて承認されているというのが現状でございます。

### ○横田委員

終わります。

### ○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 20 分

## ○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

---

## ○齊藤（陽）委員

### ◎第 6 次小樽市総合計画前期計画について

先ほど御報告いただきました第 6 次小樽市総合計画前期実施計画についてお伺いいたします。

特に「1 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）」と。この部分について伺いたいと思います。

まず、実施計画の年度の問題ですが、本来であれば前期計画の計画期間が平成 21 年度から始まっていると、25 年度までの 5 年間ということですので、本来策定は 20 年度末あるいはせめて 21 年度初めからという、その辺が適切だと思うのですが、今回こういうふうになぜか入っているということについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

### ○（総務）企画政策室笠原主幹

計画の期間に関しましてお尋ねございますが、今委員からお話しをいただいた平成 21 年度からということであれば、本来、20 年度末までに整理をした上でスタートするべきではないかということだと思うのですが、確かに委員がおっしゃられるとおり基本構想、基本計画、実施計画、これらをまとめて 21 年度スタートである 20 年 3 月までに整理をするというのが、本来的には本来の姿であろうというふうに思っております。実は言いわけでしかないのかもしれませんが、この計画をつくり始めた 19 年 6 月に新しい総合計画の策定のための基本方針をお示しして、基本構想、基本計画づくりを進めていきますという説明をさせていただきました。その際には 20 年 2 定に基本構想を、20 年 4 定に基本計画を策定することとし、その後に実施計画づくりを進めて、21 年度中に間に合えばよい、というような当初のスケジュールもかつてはあったのですが、一つは実施計画をつくるかどうかという議論があり、当時は個別の計画がありましたので、そういうものにゆだねてはどうかというような考えを当初は持っていた関係もございまして、実施計画をいつまでにつくるという明確な整理をしていませんでした。ただ、御承知のとおり基本構想自体が昨年の第 3 回定例会、そしてそれを受けた基本計画が今年の第 1 回定例会ということで、それぞれ当初に考えたスケジュールより 3 か月程度ずれてきています。そういう中で実施計画の策定作業を進めてきて、これも若干遅れが生まれて 12 月に示した。こういうような経過ということで御理解いただきたいというふうには思います。

### ○齊藤（陽）委員

私も実施計画は要らないと言っているわけではなくて、今回見せていただいている程度煮詰まっているといえますか、具体化されているといえますか、中身としてはこの前期実施計画というものが出されたということは非常にいいと思っていますので、ただそれが時期的にいろんな悪条件といえますか、いろいろ重なっていますから難しかったことはわかりますけれども、本来の姿ではないということは一応押さえざるを得ないというふうに思います。

次に、計画の序列と言っているのかな、いわゆる総合計画というのは、本市のいろんな各分野の計画の最上位にあってそれぞれの計画を統括している位置づけだと思うのですが、そのいわゆる個別分野の計画がそれぞれ策定されているという中で、その相互の関係といえますか、特に私が今日伺おうとするこの生涯学習分野についても各

種の個別分野の個別計画というのがあるわけですが、それらとこの今回の前期実施計画との相互関係といえますか、上位計画、下位計画という言い方がいいのかどうかかわからないのですが、そういう関係についてどういう計画があって、教育の分野でどういう序列になっているのかをお示しいただきたいと思います。

#### ○（総務）企画政策室笠原主幹

計画の上位、下位というような御質問と思いますが、私どもも総合計画というふうにくくりで言っている部分も、大きく基本構想、基本計画と実施計画の 3 層に分かれています。それで基本構想というのが一番大きな部分で、小樽市が将来どういう市であるべきか、基本的な方向を明らかにする、そういうような形で整理していますので、一般には総合計画イコール一番大きな基本構想ととらえて、今これがすべて市政を網羅するという感覚で整理しておりますので、それらとの関係でいくと、それぞれの施策で策定している計画が上下関係にあるような感覚でとらえられますけれども、実際に私どもが今回つくった実施計画そのものが基本計画に掲げたそれぞれの取り組むべき方向性をどう具体化していくか、今後 10 年でそこに掲げた項目を達成するためにはどういう事業を実施していくことが必要なのか、それらを実施計画として取りまとめております。

ですから、今委員がおっしゃられた教育部が所管する個別計画、当然その中身も同じ方向を向いているはずですので、整合性を持った個別計画として整理はされておりますけれども、今回示した実施計画では実施の年次をできるだけわかりやすく記載しておりますが、財政健全化計画との関係もあって、なかなか年度ごとにどうしますというところまでは書ききれてはいないのですが、この 5 か年の中でどの時点でこの事業に取り込みますということはわかりやすく整理してお示した、こういうような区別があるのかなとは思っています。

#### ○総務部長

ちょっとわかりづらかったと思うのですが、今、総合計画担当主幹から説明があった基本構想については、実は地方自治法上で、そのまちの将来の姿、年次を決めてそのフレームを示しなさいと規定されているのです。ですから、本来であれば数字を示し、例えば成果品の出荷額はこの程度、商業販売額はこの程度、もっと言うと人口はこの程度のまちをつくりたいと、描きたいという姿を置いて、それに向けたいろんな施策を決めていくのがいわゆる基本計画というのが本来の流れで、これまで昭和の時代からずっと一貫してそういう計画を国も道も私どももつくってきたのですが、なかなかやはりそのこと自体を今やっていくことが、景気が右肩下がりの中で難しくなっているという現状にあります。しかし、やっぱりこの計画というのは地方自治法上、策定せざるを得ないという、大変厳しい中で今進めています。

ただ、基本構想そのものはやはり上位計画だと思います。まちのあるべき姿ですから、それに基づいた基本計画があり、そして実施計画。ですから、現在、教育だけではなくて、観光などいろんな分野で個別計画を持っていますので、それらとほぼイコールだと思います。ですから、実施計画上に記載されていることと個別の計画を進めていくことというのは基本的にはイコールでなければならない。そこで余り差があると、我々も整合性を持って当然やらなければならない。そういう位置づけだということで御理解をいただければと思います。

#### ○齊藤（陽）委員

大分わかりかけてきましたけれども、今回この第 6 次総合計画前期実施計画を見て、先ほど、笠原主幹の説明にもあったのですが、事業とか予算とか年度ごとの取組といったことがかなり具体的にうたわれて、内容もある程度こういうことがあるということがわかるのですが、それが例えば社会教育、あるいは今例示した文化・芸術という部分を取り上げると、基本構想があって、基本計画があって、それから今年 3 月策定の小樽市社会教育推進計画、それから、さらにこの社会教育推進計画の下に、個別に文化・芸術関係の計画として、小樽市文化芸術振興基本計画があるという、いろいろと何層構造にもなっているわけですが、今回の前期実施計画の事業はこっちのほうではどうなのだと、こっちのほうではどうなのだというようなことが結構煩雑になるというか、逆に言うと、中間という言い方もおかしいですが、社会教育推進計画とか文化芸術振興基本計画の役割、中身はどういうこ

とになるのかという逆の疑問が生まれてくるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

今の実施計画との関連の御質問でたぶん個別計画との関連なのかと思うのですが、一つに我々は、当初、現在のこの今の計画策定に入ったスタート、先ほど言いました 19 年 6 月時点では、今かなりの庁内が進めている事業の中で個別の計画というのは、教育の分野でもそうですけれども、相当数つくって、それに基づいて進めている部分というのはあります。ですから、一つの関連としては、先ほどこれは見やすいというお話をされていましたが、この実施計画そのもののあり方というものがどうなのだろうという議論はしてきた経過があるのですが、結果として今回全体としては従来の 3 層構造、これの中にまずおさまったということはありません。あとは先ほど総務部長からも説明がありましたが、基本的には確かにすべて同じ方向を向いた計画になっているはずですので、ただ表記の違いといったことは、あるかもしれませんが、それぞれの計画の中で今後やっていこうということについては整理されていると考えております。

○齊藤（陽）委員

確かに私も内容的にそごが生じているということまでは言っていないのです。確かに同じ方向を向いており、整合性は崩れていないけれども、その中の具体的な項目立てがかえって煩雑になるというか、この項目はどこに入るのだろうというように各計画間の項目ごとの包摂関係というのか、そういったことが複雑になりすぎることはないのかという点が気になります。それぞれの計画の役割を明確にするためには、やはりわかりやすさというか、この事業はこの計画ではこの位置づけ、こちらの計画ではこういう位置づけ、基本計画ではこういう位置づけですと、一目りょう然になるように整理が必要だと思うのです。そして、これは教育だけに限らないと思うのですよ。小樽市の事業すべてについて、こうした整理をきちんとしておく必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

総合計画の基本計画をつくった際に各部で既に個別計画を持っていれば、基本計画を策定する上で項目立てして整理している部分もございまして、その項目を細かく設定しているものには、逆にこの基本計画の策定作業の中で統合するなど整理をしますので、両計画におけるその辺の項目の違いなどが、わかりづらくなっている要因なのかもしれません。

○教育部長

特に御指摘の部分は、総合計画の構成と社会教育推進計画、それから単年度ごと出しております事業計画などとの関連で言われている部分が多いのかというふうに思います。それで、今は企画推進室からも答弁を申し上げておりますけれども、基本的な理念ですとか、それから個別にどういう事業をやっていくのかについて、今回実施計画の中にも一定程度具体的に書かせていただいています。

ただ、その中で社会教育推進計画との関係で言いますと、いわゆる大項目や中項目の部分で、組み合わせ方が違う部分というのは現実としてあります。教育委員会では、毎年事務事業の点検も行っているものですから、これを毎年度ごとの検証結果なりをどういうふうにつくっていくのか。これは議会にももちろん報告をしていますし、市民の皆さんにも報告している部分なものですから、この総合計画の実施計画が今回できたということも含めてその公表の仕方、つくり方などその辺については、毎年度の計画で検討しなければならないのかなというふうには思っております。

○齊藤（陽）委員

ぜひわかりやすく、項目ごとの事業がどういう位置づけかということが一目りょう然になるような、そういう整理をお願いしたいと思います。

◎生涯学習講座について

それで、計画の中身に入っていきたいのですが、いわゆる社会教育分野では、実施計画ではなくて基本計画のほうで、価値観やライフスタイルの多様化に対応した多様な学習ニーズにこたえとし、各種講座等の開設ということが一番トップにうたわれている。そして、生涯学習プラザのはつらつ講座、あるいは市民大学講座、図書館、文学館、美術館等の各種講座というようにいろいろな講座があるのですけれども、具体的に幾つか挙げましたけれども、このようにライフスタイルや価値観、多様な学習ニーズに対応する目的で施設ごとに開設している講座は、どのような内容の講座をやっているのかお知らせいただきたいと思います。

#### ○教育部青木次長

委員のおっしゃられた各種生涯学習講座の中ではつらつ講座、それから市民大学講座を例に挙げたのですが、まずはつらつ講座につきましては生涯学習プラザを会場といたしまして、年間 3 期にわたりまして 37 の講座を開設しております。内容につきましては美術、それから文学関係、それからダンスなどの運動、それから語学等さまざまな市民の学習意欲にこたえるような形で、多くの分野からの講師を招いて学習の機会を提供しているという状況でございます。

次に、市民大学講座でございますけれども、これは今年 37 回、つまり 37 年目を迎えた非常に歴史ある講座でございます。市民の高度な学習意欲にこたえるために創設されたものでございますが、これにつきましては各分野、現在は 6 人の講師の方に講義をしていただいて、連続してそれを受講していただくという形になってございますが、その講師の方々の持っている分野のバランスであるとか男女別のバランス等々も実行委員会の中で検討しながら、バランスよく市民の皆さんに生涯学習の機会を持っていただきたいということで計画している事業でございます。

次に、社会教育施設では、まず施設ごとでいきますと図書館はどなたでも御利用いただけるという社会教育の非常に大きな施設でございますが、この場所においても各年齢層に向けた講座を開催しております。例えばおはなしの部屋、人形劇の会などの子供向けの講座もございます。また、市民の要望におこたえし、市民側に出向いて図書館の業務等についての講座を開催するといった、「図書館とふれあい」等という講座も開催してございます。

次に、総合博物館でございますが、総合博物館では通常の特展、企画展などのほかにも博物館ゼミナール、学芸員リレー講座、発見ツアーなどのそれぞれ学芸員の持っている分野のさまざまな講座を普及講座といたしまして、各種多数体制で開催をしているところでございます。

次に、文学館、美術館でございますが、文学館、美術館それぞれ共通して特展、企画展を開催しているところですが、それ以外の生涯学習にかかわる講座といたしましては、文学館では文学講座、文学散歩、朗読会、ギャラリートークなどを実施しておりますし、美術館におきましては、中学生に対してワークシートを利用して美術館のことを学習していただく美術館学習、それから美術講座、美術散歩、ギャラリートークなどを生涯学習にかかわる講座として実施しています。

#### ○齊藤（陽）委員

##### ◎社会教育主事の役割について

非常に丁寧に説明をいただきました。このような取組は、小樽の財産といたしますか、そう簡単にどこでもできることではないと思うのです。それこそ歴史と伝統があって、小樽でこういうことが長年根づいてきたというのは大事な財産だと思うのですけれども、それがそれぞれの施設あるいはそれぞれの企画として特徴あるものかどうかは今よくわかったのですが、小樽市の社会教育の全体を見渡して、いわゆる社会教育主事という役割の方がいらっしゃると思うのですが、プロデュースといたしますか企画・立案、司令塔的な立場で小樽市全体の社会教育のニーズとかバランスを考えて、それぞれの個性ある講座等をうまくその個性をさらに引き出すといたしますか、さらに相補うように全体を調整するといたしますか、そういうような連携・調整的なことがどのように行われているのかと具体的にお聞かせいただきたいのですが。

○教育部青木次長

社会教育主事につきましては、社会教育団体の指導や助言などを行うことが大きな役目と聞いてございます。また、社会教育にかかわる計画の策定について、その主たる役目を負っているというふうに認識してございます。小樽市で行っているさまざまな社会教育に関する事業について総合的にプロデュースするというのは、社会教育主事 1 人でできることではございませんので、社会教育主事が中心となって、社会教育にかかわる計画を立てる際に各施設との相談しながら、また社会教育委員から御意見なども承りながら、この社会教育に関して総合的に統括していくというふうに考えております。

○斉藤（陽）委員

定期的な部署の方が一堂に会して連絡会議を行うだとか、定期的なそういう場所というか、小樽の場合はそういう社会教育の連絡調整的な場面というのはどういうふうに行われていますか。

○教育部青木次長

社会教育に関することということでございましたら、先ほど申し上げたように、社会教育委員会議の中で各施設がこれまで行った事業やこれから行う事業についての説明をするなど、各館の共通認識を深める場もございますし、また教育部内でも社会教育だけではなくて関係課長会議と申しますか、集まる機会がございまして、その中での意思疎通なども図ってございます。

○斉藤（陽）委員

各社会教育施設が一生懸命頑張って企画を立てて努力をされていると。それを 100 パーセント、120 パーセントうまく機能させるというか、そういう調整的な役割というのも非常に大事だという気がするのですね。

◎生涯学習ボランティアリーダーの活動について

もう一点、伺います。生涯学習ボランティアリーダーの登録制度が社会教育計画の中の指標にも取り入れられているのですが、この登録の促進あるいはその活躍の場を提供するというか、ボランティアリーダーとして登録した人がその力を発揮する場所をつくり出すという意味からも、非常にこういう講座などで活躍してもらえる場面もあるかもしれませんので、そういったことを全体的に見て企画を立てていくと、そういう役割が一段とこれから必要になっていくのではないかというふうに思いますけれども、しつこいですけれども、その部分の強化策や仕組みづくりなどについてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○教育部青木次長

先ほど生涯学習ボランティアリーダーを例にされて御質問があったところなのですが、生涯学習ボランティアリーダーの活動などにつきましては、生涯学習プラザレピオに私どものほうで配置しております生涯学習推進アドバイザーが中心となって、レピオを活動の場としている方を含めて、広くこの生涯学習ボランティアリーダーの方にその活動の場を提供するためのお知らせ、普及、周知等を行っているところです。

また、これらも含めて生涯学習に関する講座を総合的に推進するというところでございますけれども、これまで社会教育主事については、先ほど申し上げたような社会教育団体に対する指導や計画などについてもそうですが、今後は私どもも含めて社会教育主事にも、社会教育の計画の作成の過程と、そのほかにも各館について、よりアドバイスあるいは調整等をできるような形で進めていけたらと思っております。

○斉藤（陽）委員

◎企業との連携講座について

それで講座関係の今回のこの事業の 6 ページ下段の「（４）総合博物館の利活用」ですけれども、総合博物館講座の中の事業概要で「学校や民間企業等との連携による講座の開催」と、ちょっとユニークというか新しい取組かと思ったものですから、これについてお聞かせいただきたいのですが。

### ○（教育）総合博物館副館長

学校との連携というのは今までに行われているものでございますが、特に今年度当館のほうで行った企業との連携の講座でございますが、北海道コカ・コーラボトリングとの共催、さらに水道局の協力も得まして、「もっと知ろう！水のこと」と題しまして親子向けの講座を実施しております。水の大切さですとか環境を守っていく大事さというようなことを親子で学習をしていただくという趣旨で、これはコカ・コーラボトリングと当館も一緒に講座を開催していくということで実施をいたしました。午前、午後と 2 回実施しまして、親子 80 人の参加をいただき大変盛況でございました。

このように私どもの講座だけではなく、民間の企業、企業には限らないと思いますけれども、そういった民間の持っている科学技術ですとか資料など、そういったものを生かした形の講座になるよう取り組み始めているところでございます。

### ○齊藤（陽）委員

ぜひ企業ですとか、あるいはいろんな「わざ」を持った個人というのも市内にもたくさんいらっしゃると思いますから、そういう方の力をどんどん取り入れた社会教育のあり方もいいのではないかと思います。

### ◎能楽堂の保存について

それで、具体的に一点伺いたいのですが、8 ページの文化・芸術のところ「（2）発表や鑑賞機会の充実」という項目がありまして、その一番下の部分、「能楽堂保存へ向けた検討」という、小樽市能楽堂の修復や移設を含め、適切な保存のための総合的な検討ということの事業が、平成 22 年度から 25 年度までの期間で、予算は書いていないのですが、事業化を検討することなのなのですが、これについて「総合的な検討」というふうになってはいますが、文化財としての指定がうんぬんとかいうのは後から聞くとして、まず、この小樽市能楽堂の建築の経緯、歴史的背景や古建築としての価値など、そういった部分について教えていただきたいと思います。

### ○（教育）総合博物館主幹

小樽市能楽堂でございますが、歴史的な経緯とか文化史的な背景としては、旧岡崎家能舞台と言ったほうが正確だと思いますので、旧岡崎家能舞台としての簡単な歴史を紹介いたします。

岡崎家能舞台は大正 15 年、1926 年に住吉神社の裏にあります岡崎家の邸宅の中につくられた建物でございますが、邸宅の中につくられたというよりは能舞台を中心に邸宅がつけられた。能を見るための邸宅を、岡崎謙氏という実業家がおりまして小樽市議会議長を務めた方なのですが、その方がおつくりになった建物です。大正から昭和の初期、戦前にかけてはかなり盛んに利用されたそうなのですが、岡崎謙氏がお亡くなりになってから、御遺族のほうから小樽市への寄贈の申入れがあり、昭和 36 年に解体されて現在のところに移築をされます。そのときに、先ほど言いましたように岡崎家能舞台は岡崎家全体が能楽堂だったのですが、能舞台だけを切り離す形でこちらのほうへ持ってきております。公会堂の移転と一緒にその工事を行ったようで、能楽堂と呼ぶには見所が移設できなかった。それから、向かって正面右側に切り戸口という裏に回るための小さな戸がついているのですが、切り戸口をあけると何も無いという形で、そういう形での移転になりました。

建物としての価値という点では、昭和 60 年に小樽市の歴史的建造物に旧岡崎家能舞台という名称で指定を受けております。そういう意味では、小樽市の歴史的な景観を形成する建物としての価値はそれで十分認められているというふうに考えております。

### ○齊藤（陽）委員

今回の実施計画に示された「能楽堂の保存へ向けた検討」というのは文化・芸術分野の内容ですので、当然私は教育委員会の所管だと思って質問を考えたのですが、実際には生活環境部の所管であるということ。生活環境部の事業であるということで、この内容について、当総務常任委員会でお聞きをすることが直接的にはできないことなのだと思いますけれども、こういう形で実施計画ということで盛り込まれ、事業化するということに当た

っては、教育委員会と生活環境部の協議あるいは連携といいますか、そういったことはどういうふうに行われたのでしょうか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

この小樽市能楽堂の関係でございますけれども、今委員がおっしゃられたとおり、所管は生活環境部生活安全課で施設の管理業務をやっております。この施設は、現在も公会堂等と一緒に市民の利用に供するということがかかわっておりますけれども、原部としては今後この能楽堂について、事業の概要に書いてあるとおり修復や移設などを含めて取り組んでいかなければならないということで、実施計画に挙げるべき事業であるということで考えておまして、庁内の議論の中で位置づけを整理しております。まだ、この時点ではお金かけて何ができるかというわけではありませんが、新年度からこういう取組に向けての研究を進めるなり、そういうことをしていこうということで、計画に位置づけて整理をしております。

○総務部長

少し過去にさかのぼって経過の説明をしますけれども、もう二十数年前からこの能楽堂については、当時佐藤繁夫氏という商工会議所の専務理事をなさった方がこの能楽堂に目をつけられていて、これを何とか小樽で保存をしたい、活用したいということで、実は「能に親しむ会」という会ができて、その後山田家正先生に引き継がれて、ついこの前までその会をずっとやっております、その間、市も当時の企画部中心にこの能楽堂の活用あるいは保存、これをどうしていくかということに相当いろんな機会を持って議論をしました。検討会議をつくったこともあるし、あるいは当時の文化庁に問い合わせたこともあるし、さまざまなことをやってきたのですけれども、やはり圧倒的にお金がかかるという部分と、果たしてもうちょっと議論の初めとしては、保存なのか活用なのかということが非常に議論の中心でした。ただ保存するだけであればどこかに行って、何かガラスのケースでもかぶせるかという話もありましたし、活用するとなると、あそこで現実に能をやる、狂言をやるという、そういうことがやっぱり本来ではないかという議論もあって、これはなかなか議論が進まず、ここ数年間もこういった状態で、残念ながら能に親しむ会が解散をして、まだ引き続きそのときのメンバーが頑張っておりますけれども、そういう流れの中で市としてもいろんなことをやってきたのですけれども、市長からの指示もあって、やっぱりこれについては今後どうしていくかということは検討をきっちりやろうという方向性が、総務部、教育部、生活環境部を含めて庁内各部全体で一致をしました。では、今どんな方向性かと聞かれるとちょっとつらいところあるのですけれども、そう遠くない時期にどういう形にしていくのか内部できちんと議論をして、方向を決めて、お金をかけるならかけるなりを含めて判断をしていこうという、そんな経過もありましたので報告しておきます。

○齊藤（陽）委員

ぜひこれからいろいろな形が考えられると思いますので検討していただきたいと思うのですが、本来的に文化・芸術振興については、教育委員会はもちろんですけれども、生活環境部あるいは産業港湾部、総務部などいろいろな所管にかかわっている部分がたくさんありまして、文化・芸術振興条例というものを考えていたときにも、総務部や当時の企画部があったときに、そういう文化・芸術政策を一本化して所管したほうがいいのではないかというような、考え方でいろいろ議論したことがあるのです。しかし、今回のこういう場面などに当たっても、確かに教育委員会でいろいろ積み上げてきた研究の成果などもありますし、それをでは将来に向かって全体的にどう考えるかという部分で、そういう横断的な体制が必要だなというのを痛感するのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部長

御指摘のとおりだと思います。これまでも今回と同様の議論が何度か出ています。今、お話にありました点について全庁的に協議・検討を進めたいと思います。

### ○齊藤（陽）委員

もうそろそろ終わりますけれども、最初に言ったこの「能楽堂保存へ向けた検討」というのは確かにこの「（２）発表や鑑賞機会の充実」に属していますね。本来私が最初に思ったのは、事業内容から言ったら「（３）文化財などの保護活用」に入るのかなと思ったので、まず「あれっ」という印象から始まったのですが、確かにいろいろとお話を聞くと、いわゆる文化財としてただ保存するという考え方ではなく、活用していくという部分、いろんな市民が能に親しむ、そういう機会を提供するというところに主眼があって、この事業としては「（２）発表や鑑賞機会の充実」にしたのだということがある程度わかりました。

それで最後に、冒頭に伺った文化的な価値はわかったのですが、いわゆる文化財としての指定の可能性、文化財としての価値の部分については、教育委員会としてはどういうふうに御判断されているのでしょうか。

### ○（教育）総合博物館主幹

この旧岡崎家能舞台につきましては大体 1990 年代後半、当時社会教育課とっておりましたが、当時の文化財係が市内所在文化財調査という形での調査を続けてきております。具体的には、いろんな研究者の先生方がいらっしゃったときに一緒に調査に同行する形で調査を続けてくるのですが、文化庁の調査官も非公式にいらしてこれを見ていただいたこともございますし、国立能楽堂の方に来ていただいたこともございますが、大体共通した見解としては、これが旧岡崎家にあったとすれば、これはもう国の重文クラスのものになったであろうが、残念なことに現状ではかなり困難な部分が多いというのが共通した御意見でございました。それは、先ほど言いましたように旧岡崎家能舞台は旧岡崎家の邸宅と一体となって初めて価値があったものなのですが、残念ながらそれを解体して、いわばそのパーツだけ持ってきた形になっておりますので、そういう意味では指定若しくは登録といった意味での文化財としては、現状では困難なものが多いのではないかと考えております。

### ○齊藤（陽）委員

最後に、今後この修復あるいは移設を含め、適切な保存のために総合的な検討を行うということですが、ぜひ今現在の価値は建物としてもあるわけですから、その価値を損なわないような形の修復。修復したためにかえて価値がなくなったのでは何なりませんので、ぜひ教育委員会の文化財の担当ともよく協力をして、所管は生活環境部だそうなのですが、連携をとった形でよりよい活用といいますか、適切な保存のための検討をお願いしたいと思います。

### ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

### ○佐々木委員

私のほうは報告事項の中から 3 点ほど、その他ということで。それで、報告事項は確認する意味でちょっと押さえておきたいというふうに思います。

### ◎第 6 次小樽市総合計画前期計画について

最初に、今回書かれた第 6 次小樽市総合計画について伺います。先ほどのやりとりを聞いていて、前々回つくった実施計画と内容的には同じだというふうに思いますので、踏襲しているなという感じはします。それで、その 1 番目に書かれている計画の推進に当たってということで、まちづくりの五つのテーマにそれぞれ書かれています。この前段、その前に当たるところなのですが、今、実際に具体的に事業名を挙げていくという中でこのつくりなのなのですが、まず 1 ページのところに書いてありますこの計画の組立てに当たって、「本実施計画は基本計画に基づいたまちづくり五つのテーマを構成する 33 の施策に沿って掲載しています」と、こういうまずくだけりなのなのですが、33 の施策というのはどの施策のことになっていきますか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

まちづくり五つのテーマの 33 の施策ですけれども、例えば左側の目次をごらんいただきたいと思いますが、生涯学習の分野、この中では学校教育の分野があって青少年まで、このように五つになっています。さらにその下二つ目の分野であります市民福祉につきましては、地域福祉から男女平等参画社会まで、このように七つになっておりますけれども、ここに書いてあります生涯学習、市民福祉、生活基盤、産業振興、環境保全、これらの五つの中にそれぞれぶら下がっている施策の数として今回の計画では 33 ありますよということを書いてございます。

○佐々木委員

これは前の総合計画の項目と同じですよ、ほとんど。

○（総務）企画政策室笠原主幹

前の計画といえますと、実は今回の第 6 次小樽市総合計画の前の総合計画というのは「市民と歩む 21 世紀プラン」平成 10 年度から 19 年度までの 10 年間実施してきましたけれども、その中では施策の数、36 の分野ということで整理をしてございました。

○佐々木委員

それで先ほどの話にも出てくるのですけれども、それぞれ施策を羅列的に並べているという部分と、それからその次に見ますと推進に当たっての事業名が書いてあります。まちづくりの五つのテーマの中にそれぞれのまちづくりの主な事業と、こういうふうになっていますが、ここに挙げた事業名というのを「主な」というふうに絞ったその根拠は何ですか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

ここに「主な」ということで書いておりますけれども、一つにはこの 5 か年の中で新たに取り組むべきいわゆる新規といえますか、そういうような事業。また、あとこれまでも取り組んでいたけれども、もう少し展開方法を変える、事業費を多額に投入するなど、そうした拡充していくような事業。そのほかにも各施策の中で主な特徴的な部分などをここに「主な事業」ということで整理をさせていただいた、そういうような観点でここに事業をそれぞれ書かせていただいております。

○佐々木委員

そうすると、この「主な」ですから、それ以外の事業もあるわけですね。私がここで聞きたいのは新しくなった総合計画で新規に起こした事業、それを紹介していただきたい。

○（総務）企画政策室笠原主幹

新規の事業ということで、この例えば生涯学習の一つ目のテーマのところでございますが、この中でいきますとまず一つ目の学校教育、この中では 5 ページでございます、先ほど来から御質問にも出ておりますけれども、「学校給食共同調理場統合・新築事業」。さらに次に 7 ページの社会教育になりますけれども、この中では「文学館、美術館改修の事業」。それと次に、8 ページの文化・芸術、この中では先ほどもお話が出ておりました「能楽堂の保存に向けた検討」を進めていること、こういうような事業がありますし、その隣の右側のページにいきますと、スポーツ・レクリエーションの部分で「新・市民プールの整備事業」、それとその一つを置きまして「小樽公園運動場の改修へ向けた検討」ですとか、「小樽からまつ運動公園テニスコート改修に向けた検討」。さらには、10 ページの「5」青少年」の部分の「（1）地域活動団体への支援とリーダーの養成」の「体験交流事業」。これらが生涯学習の施策の中では 22 年度からの新規事業ということで整理しているということです。

○佐々木委員

だから、細かい事業を見るときには、この今、提示された中で 21 年度からもうスタートしているわけですから、22 年度からチェックされているところが新しい計画の事業だと、こういうふうには押さえてよろしいですね、そういう見方で見ていけばいいですよ。

それで、特に問題になっている部分については、それぞれ整理されていますけれども、ここに事業費のいわゆる裏づけになる実数が出ていますね。総括表の中に事業が盛られています。それから、各項目の中にも予定される事業の額が出ています。一つ聞きたいのですけれども、この間、行政刷新会議が実施した事業仕分けの会場に行ってきましたけれども、この予算を組むとか事業費を組むときに、やっぱり相当吟味したものでなければならないというふうに思っているのですけれども、この上げた数字の積算根拠、これを示していただきたい。

○（総務）企画政策室笠原主幹

この実施計画の中に掲げた今回の事業は、330 項目ほどございますけれども、各原部・原課が、まずは先ほども申し上げましたが、基本構想を受けた基本計画の中でどういうことに取り組んでいくのだということを書いてあります。ですから、それを具体的にどういう事業をこの 10 年間で達成していこうとするのか、それぞれの事業の組立てなり、そういうものを考えていきます。それが各原部・原課によって各年次にこれだけの事業をやっていく。そういう場合には一定の金額というのは、当然それぞれの個々の事業で積み上げることとなりますので、それらを上げていただいて、各事業の内容等を見ながら、ヒアリング等も踏まえて整理して取りまとめた。それがこのトータルでいきますとここに書いてあるように 700 億円ほどの事業になります。ただ、あくまでもこれはこの中にも書いてありますけれども、現行のスキームの中でつくり上げているというものであるということを御理解いただきたいと思えます。

○佐々木委員

具体的に変わってきますと、それぞれの事業の予算というものが出てきますよね。そういう中でいわゆる事務事業の評価というか、こういうあたりも十分な精査をしながら進めて進ちょく状況を見ていくと、こういうことになるというふうに思いますので、この事務事業の評価、前はチョイスして事務事業評価へつなげたという経緯がありますけれども、これ以降の予定としてはどういう感じになりますか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

実際に事業を推進していくその際の推進会議ということになろうと思えますけれども、これまで市のほうではそういう事業評価等々も何回かしておりますので、それらを踏まえてまた改善をしながら、この実施計画にのった事業は評価をしていきたいというふうには考えております。

○佐々木委員

そういうことであれば、なお早めの段階でどういう事務事業評価をしていくものになるのかという部分を同時に出していくという方法はどうか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

今回のこの実施計画をどうやっていくか、その中で事業評価システムというものをどうやってつくり上げていくかというのを今検討している段階なものですから、現状では今の時点でお示しできるということにはならないのですけれども、今後これが 21 年度の事業が一サイクル終わる。それをではどのようにして評価していくのかというのは、これからまたその事業評価システムの構築といいますか、そこに向けてさらに作業を進めていかなければならないというふうには思っています。

○佐々木委員

◎平和市長会議への参加について

次に、先ほど報告がありました平和市長会議の関係ですけれども、もう一度説明してほしいのですが、呼びかけがあったからそれにこたえていくということだけれども、呼びかけられたときの市長や理事者はどのような検討をしてきたのか教えてください。

○（総務）総務課長

今回、平和市長会議から文書が送付されまして、それを内部で検討いたしました。小樽市は市議会で昭和 57 年に

核兵器廃絶平和都市宣言もしておりますし、それから今回の送られた文書を見て基本的な理念も賛同できるものでございますので、今回加入することにしたものでございます。

**○佐々木委員**

だから、内部検討されたということの中身のことを聞きたかったのですけれども、結果的には先ほどの質問でも、今後どうするのですかという問いには、細かい部分として具体的にはありませんということでしたけれども、市長部局ではこの平和会議に積極的に臨む姿勢といますか、そういうことについては意識していますか。

**○（総務）総務課長**

今回、加入してやはり世界の都市が連帯して、世界に向けてこの平和を発信していこうということですので、そういう意味でやっぱり入ることに意味があるということで考えておまして、何と答えていいのかわからないのですけれども、やはりそういう一員として小樽市も平和を訴えていこうということで加入したということで御理解いただきたいと思います。

**○総務部長**

実は去年も文書で送付ありまして、平和市長会議に加入しませんかというお話がありました。ただ、そのときはまだ初めて日本の都市にも声をかける。それまでは世界の国に向けて参加を募るという広島市と長崎市の取組ですから、そういうことで私ども様子を見ていたのですが、今年またこういう形で、今度は日本の都市に入ってきたという声かけがありましたので、また今年は、御存じのとおりブラハのオバマ演説を含めて、核兵器に関して言えば大きなインパクトのある年ということもあって、我々としてはやはり広島市、長崎市からのこうした呼びかけに対して積極的にこたえていこうと。それと、全道のほかの市も聞いてみましたけれども、先ほど言いましたとおり札幌市、函館市、旭川市も含めて皆さん加入されたと。我々もやっぱり核兵器廃絶平和都市宣言を早めにやっている市ですから、そういう意思を持って今回はそこに加入していこうということで内部的な整理をして、市長にも説明して決裁をいただき、今回加入をしたということでございます。

**○佐々木委員**

これをきっかけにして積極的に小樽市が、平和事業等も含めてまちの姿勢でなくて取り組んでいくという構えがありますかということを知っているのですが、いかがですか。

**○（総務）総務課長**

今までも大体同じようなことをやっていたのですけれども、今回こうした平和市長会議に入りましたので、何かいろいろとパネルや展示資料等も紹介してくれるようですので、その辺も含めて事業展開を考えていきたいというふうに思っています。

**○佐々木委員**

積極的に協力していただきたいと思います。

**◎定額給付事業の結果について**

その次が定額給付金の報告がありました。1点だけ聞かせてください。途中の経過等については先ほど報告がありました。それで、この中で定額給付金の部分ですね。子育てのほうはゼロですが、未申請世帯 973 世帯の内訳、理由などについて伺います。

**○定額給付金給付事業等実施本部長瀬副参事**

今回の定額給付金につきましては、資料としてお出ししておりますが、対象世帯数から申請件数を引いて 973 世帯、これが一応未申請世帯ということになって、対象世帯数の約 1.4 パーセントということになります。これにつきましては、内訳というかわかる範囲で話したいと思いますが、郵便物、いわゆる申請書を送付しておりますけれども、それが届かないで戻ってきた、居所不明ということなのかもしれませんが、これにつきましては 284 世帯。それとあと申請する前にその世帯がなくなると、こういう方についても一応該当になりませんので、この方が 231

世帯ございました。残りが 458 世帯、パーセントから言うと 0.7 パーセントなのですが、この数がいわゆる辞退したということなのか制度に反対だったとか、あるいは忘れていたとかと、こういう形になるのかなと思っています。

○佐々木委員

もう一回、内訳を説明してください。

○定額給付金給付事業等実施本部長瀬副参事

居所不明が 284 世帯、あるいは単身の死亡などで申請できないという形が 231 世帯。973 世帯から引きますと残りが 458 世帯という数字になると思うのですが、この世帯が先ほど言いましたように制度に賛成できないとか辞退したいとか、あるいは本当に忘れているという形の世帯になるのかなというふうに考えております。

○佐々木委員

その後は、どのように処理されたのですか。

○定額給付金給付事業等実施本部長瀬副参事

この制度につきましては 100 パーセント国から補助金をいただいて実施しているということで、既に概算で補助金をいただいております。今回一応給付が確定しましたので、精査して給付金の分で約 1,530 万円、これを国に返還するという形になります。また、それに伴いまして事務費も、予算額では 9,668 万円という予算を立てておりましたけれども、事務費概算でいただいておりましたのが 8,700 万円ほどですが、経費削減に努めて、なるべく無駄なものを使わないという考えで支出額を抑えておりましたので、これにつきましても 1,400 万円ほど国のほうに戻すということになると思いますが、これにつきましてはもう少し電話代とかファクス、コピー代、これは、12 月がまだ終わっていませんので、その請求分を入れて大体そのぐらいになるというふうに考えておりますが、多くいただいていますので国のほうに返還すると、こういう形になります。

○佐々木委員

正直にきちんと返したいですね。これからの作業になるのですか、もう返還する準備に入っているのか。

○定額給付金給付事業等実施本部長瀬副参事

給付金のほうにつきましてはもう確定しておりますが、事務費のほうにつきましては、先ほど言いましたように若干残っております。ただ、大まかな数字につきましてはほとんど変わらないと思いますが、そちらのほうにつきましては年明け、国のほうからは正式な日にちまだ来ておりませんが、事務作業は進めておりますので、国の指示がございましたら返還するというので、財政課や会計課のほうにもその旨は説明しているところでございます。

○佐々木委員

最後ですが、小樽の場合は今説明のあったような状態になっている。全道的に見た場合には、どうですか。

○定額給付金給付事業等実施本部長瀬副参事

都道府県ごとにいろいろ数字は出ております。後志管内でも結果として 100 パーセント給付したというところも 1 か所あります。神恵内村ですが、対象世帯数が 524 世帯で 100 パーセントの交付という数字が出ています。平均すれば小樽のほうは 98. 何パーセントということで、全道平均より若干よかったという状態でございます。

○佐々木委員

◎税外収入の確保について

それでは、次に移ります。税外収入の確保の取組について、何点か確認しておきたいと思います。

広報おたる 11 月号に「税外収入の確保に向けて」という記事がありました。これを 11 月に出して、相当の反響、反応があるかなというふうに思って、原課にちょっと確認させてもらいましたけれども、今のところそういう状況にはないということでありましたけれども、それでおさらいになります。まず、税外収入について、どんな項目があるのかということを確認させてください。

○（財政）笹山主幹

税外収入の主な項目についてのお尋ねでございますけれども、多い順にいけますが、平成 20 年度末時点で国民健康保険料、それから水道料金、下水道使用料、保育費負担金、それと介護保険、それから病院の医業収益、生活保護費返還金収入、住宅使用料、それからその他ということで、今申し上げました項目で滞納額の 9 割方になっております。

○佐々木委員

そういう状況になっているということですが、圧倒的に国民健康保険料というのは、これは金額も多いという、件数も多いということなのですか。

○（財政）笹山主幹

金額についても件数についても多くなっております。

○佐々木委員

それで、今答えてもらった部分の中身については、恐らく原課のほうに問い合わせしないとわからないということなのだよ。

○（財政）笹山主幹

滞納解消の取組につきましては各原課がやっておりますけれども、平成 20 年度の主な取組についてはある程度私のほうで集約しておりますので簡単に申し上げますけれども、まず国民健康保険料、これについては 6 月から 9 月を滞納整理特別強化期間として納付交渉を集中的に行っています。それから保育費負担金、これは保育料なのですが、納税課それから保険収納課と連携しまして、20 年度初めて預貯金や所得税還付金の差押えを執行しております。それと住宅使用料、これについては悪質な滞納者に対して簡易裁判所に支払督促の申立てを行っております。

○佐々木委員

恐らく対策会議もつくって相当なエネルギーを使ってやっていたと。直近では原課のほうに問い合わせが相当来ているのかな。その件数と内容についてはわかりますか。

○（財政）笹山主幹

相談件数については申しわけないのですが、私のほうでは押さえておりません。

○佐々木委員

そういうことで、総額的にはどんどんある程度ピークから見て下がっている。その要因などはどうでしょうか。

○（財政）笹山主幹

滞納について各原課が努力した要因ということでございますけれども、きちんと納めている人がいる一方、滞納している人もいるということで、基本的には納めている人と公平性を保つということが原則であると思いますので、その公平性を保つために取り組んでいるということと、今、赤字を抱えています財政状況なのですが、少しでも歳入の確保、収納率向上に努めているということでもあります。

○佐々木委員

この項のまとめになりますけれども、いわゆる相当厳しい催促といいますか督促といいますか、こういう市の取組に対する市民の反応はどうですか。

○（総務）広報広聴課長

苦情があると私どもに来るものですから、私どものほうで知っている範囲の中で答弁いたしますが、現状の国民健康保険などの保険料関係については金額が多額なものですから、なかなかその収納に関して難しい面もある。一方で交付金等の跳ね返りもあるものですから、その部分についてはその払っていただくように粘り強く交渉はしているのですが、それによって市民のほうと互にぎくしゃくする面はあるとの報告は受けている

部分はありますが、それは職業柄仕方がないのかなという部分もあると考えております。

○佐々木委員

それで、20 年度の決算を基にして取り組んだという報告を受けましたけれども、21 年度、今年度に取り組んでいる内容についてわかればお示しいただけますか。

○（財政）笹山主幹

21 年度に取り組んでいる内容についてですが、先ほど申し上げました 20 年度に取り組んだことは一応継続してやっておりますので、新たなものとしましては保育料なのですけれども、これまで保育料の過年度の滞納分というのは、今まで現年度分は、所管は子育て支援課で対応し、過年度分については地域福祉課でそれぞれ担当することとし管理しておりましたが、これについて、一元管理を目指すということで、平成 21 年度から子育て支援課に職員を配置して一括管理をしているというところが新しい取組になると思います。

○佐々木委員

そういうことで進行している状態ですけれども、税外収入は歳入に対する影響がちょっと大きいのだろうと思うし、市民の意識もその辺のところに伴っていかなければならないだろうということは思いますので、引き続き努力をお願いしたいというふうに思います。

◎放課後児童クラブの開設について

陳情第 1161 号稲穂小学校の放課後児童クラブの開設方についてですが、やりとりを聞いていて、確認しておきたいというふうに思うのです。まず、先ほどの趣旨説明の中で、今、小樽の小中学校の中でいわゆる空き教室と言われるものはあるのですか、ないのでしょうか。

○（教育）総務管理課長

空き教室のことでございますけれども、正式には文部科学省の調査で余裕教室という言葉を使っております。その余裕教室のまず定義から説明させていただきます。余裕教室につきましては本来普通教室として使用するのためにつくられた教室の数から、現在それをちゃんと普通教室で使っている数。それから、近い将来増えるということでストックとして持っている、持っていなければならない数、それがまず控除されます。その残りが一応余裕教室という形になるのですけれども、余裕教室の中で学校ごとにそれぞれいろんな用途に使っておりますランチルームですとか会議室、多目的教室ですとかいろんな用途に使っていると、その余裕教室の中で活用している教室ということになります。活用していない余裕教室というのがいわゆる空き教室という形で表現させていただいているのですけれども、それにつきましては本市の場合、今のところゼロでございます。

○佐々木委員

だから、これは以前の適正配置計画のときにも空き教室と言わないで余裕教室と言いますと、実際に活用されているということでの話がありました。それで、この陳情も含めてなのですけれども、この間、全国の調査をしたのかな、全国の学校の中で空き教室が幾らあるのか。しかし、空き教室はあるのだけれども、それを利活用しているという教室というかな。そういうのがどのぐらいあるかと、こういう報告を公表しているのですよね。そうすると、小樽の場合で言えば空き教室はないと。ほとんど全部余裕教室として確保されていると、実際に使っていると、こういうことの押さえ。さっき稲穂を見ると空き教室はないのだと。しかし、個々の部分で言えば、クラブハウスについても、これは学校の中にある、最初から目的を持って作り上げたものなのですよね、そのところについてはいかがですか。

○（教育）総務管理課長

稲穂小学校のクラブハウスにつきましては教室としてつくられたものでございませぬので、まず空き教室としてのカウントには入らない形になります。つけ加えまして、稲穂小学校につきましては、先ほどの普通教室としてつくられて、そして今ほかの形で転用しているという形の余裕教室もゼロでございます。

○佐々木委員

それで、学童保育、放課後児童クラブの本市における現在の実態については、どうなっていますか。

○教育部青木次長

市内の小学校 27 校ございますが、そのうち 25 校で放課後児童クラブを開設しております。25 校のうち 22 校は余裕教室などを利用した形で学校内での開設となっておりまして、残りの 3 校につきましては学校外、具体的に申し上げますと塩谷小学校については塩谷児童センター、色内小学校についてはいなきた児童館、稲穂小学校については勤労女性センター、この 3 か所で実施しております。

○佐々木委員

今、小学校で 17 校ですか。

○教育部青木次長

市内の小学校ということでお答えしましたが、追加させていただきますと、道立の特別支援学校である小樽聾学校につきましては、聾学校の中のプレールームを道からお借りして開設しているところでございます。

○佐々木委員

プレールームという今の話ではないけれども、空き教室がないけれども、学校では余裕教室を変更して、そこに配置しているということなのですか。

○（教育）総務管理課長

はい。その他の学校では余裕教室を転用している場合もございますし、その他の部屋を使っている場合もございます。先ほど委員の質問にちょっと答弁が漏れていたかと思うのですが、クラブハウスの部分につきましては地域学校連携施設ということで整備されたもので、地域の人々の交流の場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設という形の押さえでございます。

○佐々木委員

だから稲穂小学校の場合は、今の話では空き教室がない。それから目的外使用になっている。だから、このいわゆる目的外というのかな。陳情が出ている内容についてどういうふうに対応しているかというのは、さっきの答えの中で一応見えるのだけれども、もういろんな形を検討して工夫しても、これは生み出せないのだということでしょうか。

○教育部青木次長

まず、普通教室に関しては先ほどのお話ありましたように、12 学級の設計の学校でございまして 12 学級フルに使っているということと、あと現在 1 年生が 70 人いらっしゃると思うのですが、1 人増えると、今 2 学級なのだけれども、3 学級になるということで余裕がないということと、また特別支援学級の開設に当たっても教室に余裕がないということから、コンピュータールームの一部を区切って特別支援学級を開設したというような状況がございますので、普通教室に係る部分については全く余裕がないというふうに学校長から聞いてございます。

また、クラブハウスにつきましては先ほどの繰り返しになりますけれども、学校の利用、また P T A の利用、それから文化開放にかかわる文化・芸術団体等の利用等で非常に活発に使われているものですから、放課後児童クラブをそこに入れるとなるとどうしても専用使用という形になるところから、そこでの放課後児童クラブの開設については非常に難しいというふうには考えております。

○佐々木委員

それで、難しいという実態と何らかの対策ができるのかどうかという問題については、陳情者と十分話をしているのでしょうかね。

○教育部青木次長

先ほど陳情いただいた方とは、現在、放課後児童クラブを開設している勤労女性センターの担当ともお伺いしま

して、そういったところでいろいろ思いを聞かせていただいたところです。また、教育庁舎のほうにも一度お訪ねになられまして、その際にも少しお話をさせていただいたということで、私どもの事情につきましては、るる説明させていただいて、また陳情された方の思いについてもいろいろ聞かせてさせていただいて、説明をさせていただいたところです。

○佐々木委員

そうすると、今、実際には勤労女性センターに稲穂小学校の児童だけが行っているということですね。

○教育部青木次長

学校外のクラブについては、稲穂小学校の児童は、勤労女性センターの放課後児童クラブに行っております。

○佐々木委員

その条件整備については十分な対策を講じるという話の中では出てはいますが、その条件整備というのは十分やっているのでしょうか。

○教育部青木次長

開設の中での条件整備ということでございますか。

○教育部長

勤労女性センターですから、所管は生活環境部のほうなのですが、当然使用している部屋は放課後児童クラブに対応できるような施設の条件整備はしております。

○佐々木委員

◎特別支援教育支援員の増員配置について

次に、陳情第 1162 号特別支援教育支援員の増員配置方等についてです。

先ほどの話を聞いていて、一つ疑問に思ったところがあるのですが、これ資料に出ている配置人数の他市との比較で断トツに低いというデータが出ています。この原因と市教委の押さえはどうか。

○（教育）学校教育課長

小樽市の配置数を見ますとほかより低いという状況になってはいますが、19 年度に特別支援教育が始まった中で、小樽市においては 20 年、21 年モデル事業としてまず検証してみようということで進めた結果、他都市より遅れているという状況にはなっています。

○佐々木委員

資料の数値についてなのですが。

○教育部長

実は私ども、この数値についてはもう少しそれぞれの市に聞いて、中身を検証してみなければならないというふうに思っております。陳情者の方がおつくりになった資料ですので。それで、ちょっと私どももどういうパーセンテージかなというふうに思っているのは、例えば小樽市であれば現状希望している学校というのは、先ほども申し上げましたけれども、21 校です。それで、この制度で介護員も含めてですけれども、10 名の方を配置していると。単純にその比較で言えば、要望している学校と頭数で言えば 50 パーセントだという、そういう計算の仕方も成り立つものですから、私ども各市の状況についてはもう少し精査したいというふうに思っております。

○佐々木委員

そういう他都市と比べる基になる部分というのはその辺のところがあるのだらうと思うけれども、いずれにしても手を挙げてくる限りにおいてはちゃんと配置しますよと、こういう構えにはあることには間違いはないですか。

○（教育）学校教育課長

教育としては、要するに配置要望がある学校に配置したいという考えはあります。

### ○佐々木委員

それで第 6 次小樽市総合計画に触れますけれども、総合計画の事業の中で、この特別支援事業については配置と研修内容の研修の開催ということで事業が盛られています。その実績は、21 年度からこれ進めて 25 年度まで、ここまで進められているという形ですから、陳情している内容については十分踏まえてここにこたえていくと、こういうふうに理解していいですか。

### ○（教育）学校教育課長

今、実施計画にのっている事業費につきましてはあくまで現状ベースでの数値ですので、増員されれば当然数値というのは増える形になります。

### ○佐々木委員

前向きな答弁だということはわかりました。ぜひその方向で進めていただきたいというふうに思います。

### ◎全国学力テストの事業仕分けについて

最後になりますけれども、先ほど横田委員から事業仕分けの関係で、質問がありました。それで、私も 11 月 25 から 26 日までの間、全部と申しませんけれども、この事業仕分けの現場に傍聴に行きました。傍聴に行って会場でにやりとりを聞かないと、文字情報だけではわからない面もあるということを感じています。予算との関係も出てきますから、今回やられている内容というのは 1 時間の中でどれだけのものができるのだと、こういう質問もありましたけれども、こういう仕分け会場における流れはこうでした。事業説明として計画をした各省庁の担当者が約 5 分から 7 分説明をします。それから、査定担当が考え方を表明して、これに大体 5 分ぐらいかかります。そして、主な論点の提示があって、それを基にして質疑応答に入っていきます。そして、時間のめどをつけた中で、これを表決結果の公表という形で、それぞれの役割の仕分け人が考え方を述べていきます。その結果、取りまとめている第 3 グループ、この場面で言えば枝野衆議院議員が取りまとめ役をやって、最終的には判断をいただく。こういう流れなのですね。

それで、今回私が傍聴した仕分け会場では、いわゆる学力調査が仕分けの事業の対象になっていました。それから、義務教育国庫負担の関係も対象になっていました。私のほうで意識的にそれを聞いてきたということがありますが、今回新聞のマスコミの報道は、その次の日にはもうすぐ速報になって流れていきました。何紙もあったのですけれども、中でも仕分け結果について、特徴的な報道をしているものを、紹介したいと思います。

まず、北海道新聞の見出しは、調査法の欠点追及ということなのです。前から言われたようにこの調査は何のためにどうするのだと、どういうふうにするのだという話は出ていましたけれども、前回自公政権下では約 50 億円から 60 億円をかけてしつ皆調査をしました。今回政権交代により抽出調査に変えて、40 パーセントの抽出調査とすることとし、説明していました。そういうことで話が進んでいったのですけれども、25 日の仕分けでは、この子供の学力状況を前年と比較するベースになっていないと、こういうこの調査自体の欠点を突かれました。文部科学省のほうでは、それについてはうまく説明できない。そのときに、内容的にはいわゆる全国学力テストは過去 3 年とも問題を公表して、都道府県別の結果や知識の活用課題といった分析して報告している。そういうことからして、この問題が公表されて、その対策がとりやすい現在のやり方では、3 年変化をきちんと見極められないのではないかと、こういう指摘がなされているわけですね。そういうこともあって、これから考える方法としては、問題を非公開の調査で経年比較できるようにすれば事業費も削減できるのでないかと、こういう削減案的なものが話に出ました。もう一つは、やっぱり調査のやり方が有効なのかどうか、必要なのかどうかという議論に入っていました。そういう面で、試験問題の公表は経年比較ができるようになっていかないという欠点があるということを文部科学省でも押さえている。そういうこともあって、結果的にはこのときの仕分け人は、全部で 12 人ですけれども、廃止と表明したのが 5 人で、それから自治体の判断に任せるべきだというのが 1 人、それから予算計上見送りが 2 人、残りの予算削減が 6 人と、こういうことで結論は予算を大幅削減するというので、抽出対象を絞り込むという結

論に至り、結論付けられたということです。

そういうこともあるので、もう一つの中で大事な案件は、この調査は、全体の 4 割を抽出対象としないと都道府県別の学力は把握できないとする文部科学省のいわゆる考え方ですね。そういうことであるけれども、今言った調査内容等についての問題があるわけですが、やりたいことは県別のランキングをぜひとも出したいということかという質問も出てきました。これについては抽出調査の段階で十分にはできないということが出ていたわけですから、簡単に言うと子供の学力水準向上という目的とは違うのではないかと、こういう議論もなりました。そういうことで、文科省は毎年行う問題を出して内容を公表していることについても、非公開にしたら方法などがあるのではないかと、問題は今のままの状態であれば、年ごとの比較ができないような調査をしているということになるということも意見も出ておりました。そういうことで、このときの取りまとめ役は連舩参議院議員でしたけれども、これの調査自体が目的化していないかと。調査ではなく、子供の学力向上のための具体的な施策に予算を回すのが税金の有効な使い方ではないかという提起をして、今のような結果に至っているということです。この事業仕分けの中でこの調査の目的、必要性は皆言っていたわけですね。こういうような状況の中で取り上げられたということを紹介させていただいて、教育長の感想を伺いたいと思います。

#### ○教育長

今、佐々木委員から事業仕分けを傍聴されたとお話がありました。私もできたら行って聞いてきたいという、そういう思いでお話を聞いておりました。ただ、3 回やって、プラスの面だけで大変申しわけないのですが、私は小樽のそれぞれの子供たちの実態の把握ができたのではないかと、それは大きな収穫であったと思います。委員も何度も触れていますように都道府県のランクですとか順番だとか、そういうことではなくて、一人一人の子供のどこがすぐれ、どこが落ち込んでいるか、それが把握でき、それがやはり私は次の指導に向けてつながっていくのではないかと、この 3 年間のテストの結果得られた、大きな収穫だったのではないかと私は思っております。

ですから、そういうことも踏まえながら、私、小樽市、それぞれの学校、教育委員会もやはり他都府県に比べ不足している部分については、子供たちに補いながら、小樽の子供たちが全国に羽ばたいていけるような、そういう教育をしてみたいという、そういう思いで今お話を聞かせていただいたところでございます。

#### ○佐々木委員

何か話に聞くとところによると抽出調査になっても、教育委員会では積極的に手を挙げて、独自に実施していくというような話を聞いています。こういう状態になりますと、単独で経費を持たなければならないのではありませんか。その辺は、どのように考えていますか。

#### ○教育部長

確か 10 月ぐらいだったと思いますが、一度道教委を通じて文部科学省から予備調査、事前調査という形で来ました。それで今、委員がおっしゃったように、希望するところは自己負担だというようなことは書いてありました。ただ、今、まだ国の中では新年度予算に向けていろいろな議論はされているというふう聞いておりますし、道教委もいろんなことを考えているというふう聞いておりますので、その推移を見守ってまいりたいと思っております。

#### ○佐々木委員

今の時点では手を挙げて、積極的に財源を持ち出してやるという考えではないのですかね。

#### ○教育部長

事前調査の中では、小樽市は参加したいということで手を挙げております。ただ、予算措置の関係については、先ほど申しましたとおり、国なり道の動向を見ていきたいというふう思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 00 分

再開 午後 5 時 40 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 26 号は可決、継続審査中の陳情は、いずれも採択を主張して討論をいたします。小樽港への核搭載可能艦の入港に際しては、これまでも小樽市としてでき得る限りの努力を払ってきた、このように総務部長はおっしゃいますが、国の施策に翻ろうされてきたというのが実情ではないでしょうか。政府の意思によらずに小樽独自で核持込みは許さない、その態度を明確にする時期ではないでしょうか。片手で平和市長会議への参加を表明し、足元に核兵器ということでは絶対あってはならないことです。核持込みを防ぐ何より有効な手だてですから、しかも市長も一回一回の寄港に悩まなくていいわけですから、ぜひ条例を制定することを改めて訴え、陳情採択についての詳しい主張は本会議で行うこととし、討論とします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 26 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 1004 号及び第 1005 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第 3 号、第 4 号、第 186 号、第 262 号ないし第 356 号、第 358 号ないし第 370 号、第 373 号ないし第 643 号、第 647 号ないし第 1002 号、第 1006 号ないし第 1084 号、第 1086 号ないし第 1108 号、第 1119 号ないし第 1140 号、第 1146 号ないし第 1152 号及び第 1156 号ないし第 1159 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情第 1162 号は採択と、陳情第 1161 号は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。